

農業・農村の動向等に関する 年次報告

平成 19 年 9 月

福 島 県

目 次

平成18年度の特徴的な動き	
1 「ふくしま食・農再生戦略」の策定	1
2 福島県農業総合センターのオープン	2
3 新たな経営所得安定対策への対応	3
4 農作物等の気象災害	3
農業及び農村の動向	
1 平成18年度の農業及び農村の動向	5
(1) 概要	
(2) 県全体の動向	
(3) 地方の動向	
2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況	22
(「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)	
(1) 県全体の進捗状況	
(2) 地方の進捗状況	
3 「水田農業改革アクションプログラム」の進捗状況	28
農業及び農村の振興に関して講じた施策	
1 ふくしま食・農再生戦略の推進	31
(1) 食と農の絆づくりの推進【戦略1】	
(2) 戦略的な流通販売対策の強化【戦略2】	
(3) 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化【戦略3】	
(4) 担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化【戦略4】	
(5) 環境と共生する農業の全県的推進【戦略5】	
2 「水田農業改革アクションプログラム」に基づく水田農業の再構築	48
3 新技術の活用等による農業の振興	49
(1) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開	
(2) オリジナル品種等を活用した多様な農業の振興	
4 安全・安心な農作物の供給の推進	51
(1) 農作物の安心・安全の確保	
(2) 農薬適正使用の推進	
(3) 食品表示適正化の推進	

5 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化	53
(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止	
(2) 特色ある立地条件を生かした農業の推進	
(3) 地域資源を活用した産業複合化による地域活性化	

【参考資料】

用語解説	57
福島県農業・農村振興条例	61

平成18年度の特徴的な動き

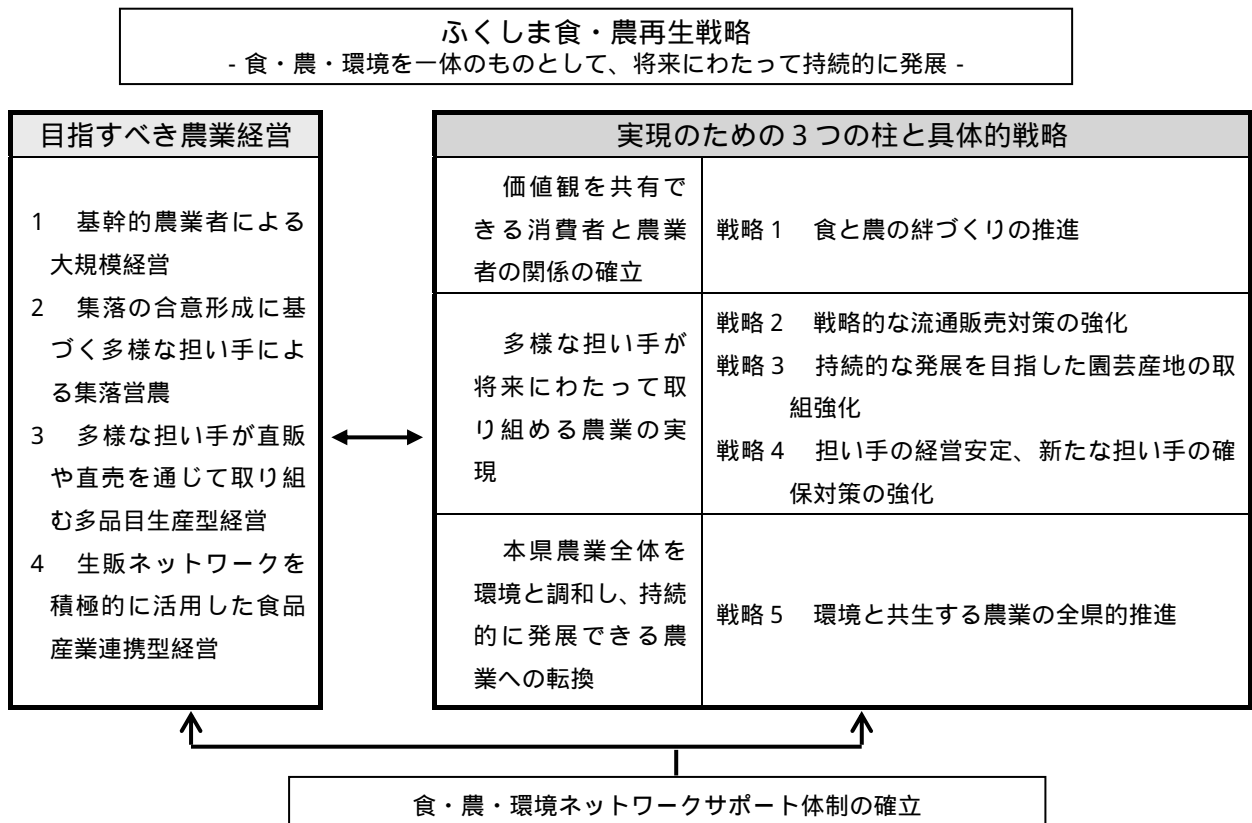
1 「ふくしま食・農再生戦略」の策定

県では、平成 13 年度より「みんなで創る農業・農村 3A 運動」（以下「3A 運動」という。）を展開して、「うつくしま農業・農村振興プラン 21」（以下「振興プラン」という。）が目指す 21 世紀初頭における本県農業・農村の実現に向けた施策を進めてきましたが、本県の農業は、農業従事者の減少や高齢化などが一層進み、農業産出額が年々減少するなど、依然として大変厳しい状況にあります。

また、国際的には WTO 農業交渉の妥結に向けた多国間協議や、豪州などとの経済連携協定（EPA）の検討が進められるとともに、国内においては農業構造の強化を進めるための新たな経営所得安定対策が導入されるなど、本県農業を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このような中、本県の農業・農村が持続的な発展を図っていくためには、国際化の進展を視野に入れながら、国が推進する施策に的確に対応するとともに、本県の特性を生かし、特色ある農業が展開できるよう、独自の施策を講じていく必要があります。

このため、これまでの 3A 運動の取組状況等を考慮し、振興プランの目標実現に向けた今後の運動の基本的方向を示すものとして、平成 18 年 9 月に「ふくしま食・農再生戦略」を策定しました。



本戦略は、本県農業が食・農・環境を一体のものとして、将来にわたって持続的に発展することを目指しており、3つの柱と、それに係る5つの戦略、さらにはそれぞれの戦略を効果的に推進するためのネットワークサポート体制の構築を内容としています。

本戦略の推進に当たっては、生産者、消費者等に幅広く理解していただくことが重要であることから、延べ6,600人を対象に説明会を開催するとともに、パンフレットを作成して、県内すべての農家に配布しました。

また、3A運動を推進する関係団体及び県が、平成19年3月に「『ふくしま食・農再生戦略』の今後の取組みについて」を取りまとめ、本戦略の実現に向けて、各団体の主体的かつ積極的な取組みを進めていくこととしました。

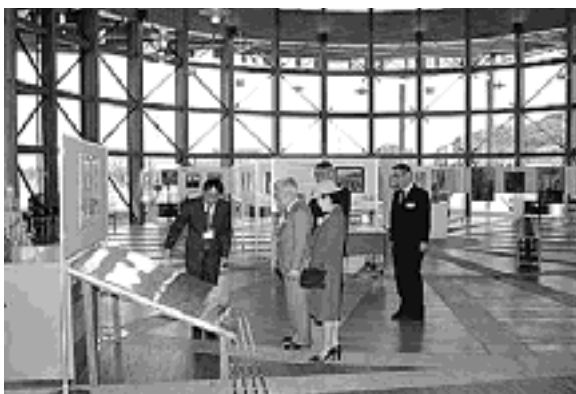
2 福島県農業総合センターのオープン

本県農業の技術開発と交流・情報発信の拠点施設を整備するため、平成14年度より整備を進めてきた「福島県農業総合センター」が、平成18年4月、郡山市日和田町にオープンしました。

本センターは、これまで専門別に設置されていた5つの試験研究機関と病害虫防除所、肥飼料検査所、農業短期大学校を再編統合したものであり、約56haの施設用地には、本館（管理研究棟、実験棟、交流棟）、展示母屋、展示温室、有機栽培実証ほ場、各試験温室等を配置しました。

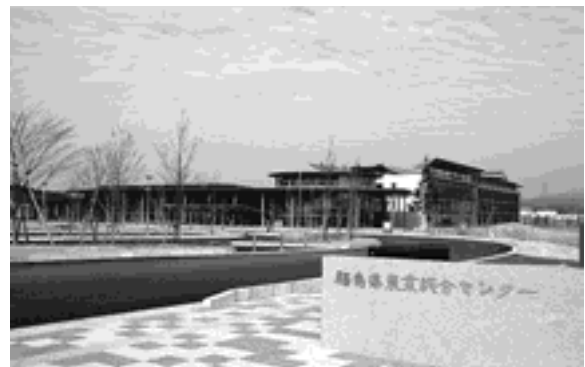
試験研究体制を統合強化したことにより、先端技術の活用等による研究開発、生産現場への技術移転、

本県農業を支える担い手育成に向けた教育が充実するなど、本県農



業振興の拠点施設の役割を果たすとともに、県民に開かれた施設として、年間を通じて、県育成品種や研究成果を展示するとともに、「こどもアグリ科学教室」、「センターまつり」などの各種イベントやセミナー、農業技術相談会等を開催しました。

10月には常陸宮正仁親王同妃両殿下が、



本センターを御視察され、本県の伝統野菜や天蚕、地元大学生による稲刈り体験等を御見学なされました。

平成 18 年度の年間の来場者数は 6 万人を超え、県民の農業への関心の高さがうかがわれるところであり、今後さらに、県民の期待にこたえられるセンターの運営に努めていきます。

3 新たな経営所得安定対策への対応

食の安全、健全な食生活への関心や環境保全など農業・農村の持つ多面的機能への期待が高まる一方、農業者の減少・高齢化や規模拡大が進まないなどの農業構造改革の立ち後れ、さらには WTO 農業交渉に代表されるグローバル化の進展など、農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、国においては、平成 17 年 3 月に食料自給率の向上や農業の持続的な発展、農村の振興を目指す新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、同年 10 月には基本計画実現に向けた「経営所得安定対策等大綱」を決定しました。

平成 19 年度から、この経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策）がスタートすることから、県ではこれらの施策に的確に対応し、本県農業の構造改革と農業・農村の多面的機能の維持発揮を進めるため、国や市町村、農業関係団体と連携した推進体制の整備を図るとともに、集落座談会等での指導・助言など、各対策の内容の周知や、地域の合意形成に向けたきめ細かな活動を積極的に展開しました。

4 農作物等の気象災害

平成 18 年度は、大雨や突風、降ひょうなど、突発的な気象災害が発生し、県内の農作物等被害額は約 7 億 7 千万円となりました。特に、10 月、11 月には、発達した低気圧により県下全域で果樹を中心に強風による被害が発生しました。

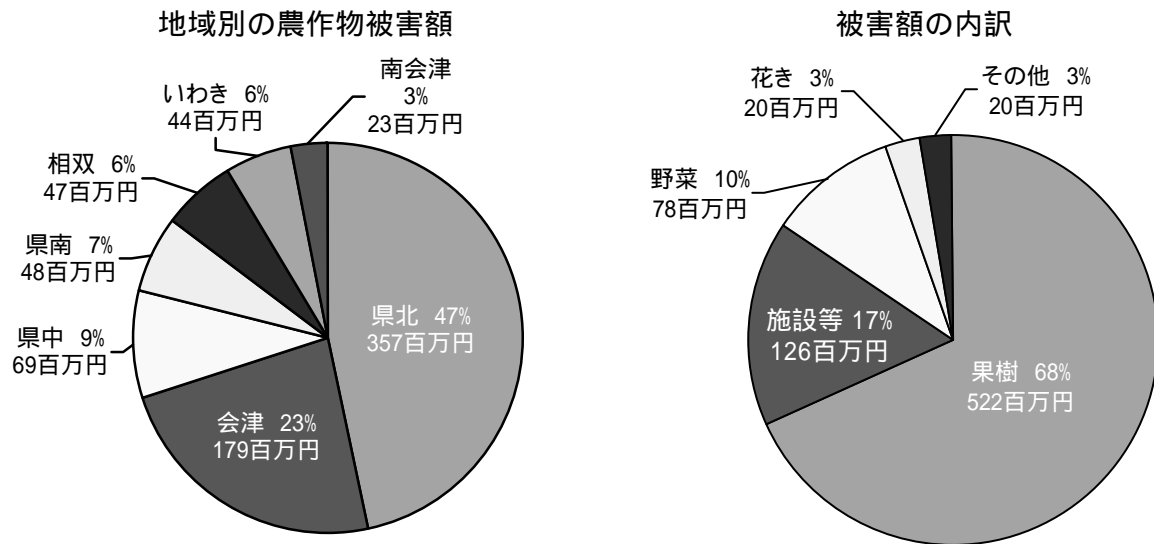
地域別の被害額では、強風により果樹を中心に大きな被害を受けた県北が約 3 億 6 千万円で全体の 47% となり、次いで会津が約 1 億 8 千万円（23%）となりました。

また、被害額の内訳では、強風による落果の被害を受けた果樹が約 5 億 2 千万円で全体の 68% を占め、次いで施設等が約 1 億 3 千万円（17%）、野菜が約 8 千万円（10%）となりました。

県は、被害を受けた農家の経営安定が図られるよう、被害に応じた適切な技術指導

等を行うとともに、「福島県農業等災害対策基本要綱」に基づき、農作物の生産確保を図るためのパイプハウスの復旧等に対して助成事業を実施しました。

平成 18 年度農作物等被害額〔総額 767 百万円〕



農業及び農村の動向

1 平成 18 年度の農業及び農村の動向

【はじめに】

- ・ 国の統計業務の見直しに伴い、都道府県ごとのデータが公表されなくなったものについては、昨年データを掲載しましたが、最新の全国の動向についても記述しました。

(1) 概要

全国の販売農家数(平成 19 年 : 181 万 3 千戸)及び農業就業人口(平成 19 年 : 311 万人)は、年々減少しています。

本県の販売農家数(平成 17 年 : 80,597 戸)及び農業就業人口(平成 17 年 : 135,010 人)も、年々減少しています。

一方、本県の認定農業者は年々増加し、平成 19 年 3 月末までに 6,141 件が認定されました。

さらに、平成 18 年 5 月 2 日以降の 1 年間に、新規に就農した人数は 128 人と、前年を 12 人上回りました。

農作物作付面積(平成 18 年 : 131,100ha)及び耕地利用率(平成 18 年 : 85.9%)は、ともに前年に比べ減少しました。また、田に比べて畑の利用率が低くなっています。作物ごとの作付面積は、大豆を除くすべての作物で減少しました。

一方、畜産では、家畜の飼養農家数は減少していますが、1 戸当たりの家畜の飼養頭羽数は増加しました。

平成 17 年度の農業産出額(農業粗生産額)は 2,543 億円で、前年を 70 億円下回りました。これは、畜産は価格の上昇により増加したものの、野菜、果実は価格の低下、米、工芸農産物は生産量が減少したことなどによるものです。

本県農業は、農業就業人口、農作物作付面積、農業産出額が年々減少するなど、大変厳しい状況にあります。本県の認定農業者は年々増加し、平成 19 年 3 月末までに 6,141 件が認定されるとともに、平成 18 年 5 月 2 日以降の 1 年間の新規就農者数は前年を 12 人上回る 128 人となるなど、明るい動きも見られます。

(2) 県全体の動向

農業構造

ア 農家数

全国の販売農家数は181万3千戸(平成19年)、主業農家は38万7千戸(平成19年)で、それぞれ年々減少しています。

一方、本県の販売農家数は、80,597戸(平成17年)で、前年比94.4%となり、年々、減少しています。うち、主業農家は17.7%、準主業農家は30.7%、副業的農家は51.6%となっており、前年度と比較して主業農家(前年比717戸増)、準主業農家(前年比341戸増)が増加しています。なお、65歳未満の農業専従者がいる主業農家は11,866戸(前年比114戸減)となっています。

また、効率的かつ安定的な農業経営を目指す「認定農業者」については、関係機関及び県の一体的な取組みにより、年々、その数が増加し平成19年3月末で6,141件となっています。

総農家数等の推移

(単位:戸、%)

項目	平成11年(基準年) 2	平成15年 2	平成16年 2	平成17年 1	17/16
総農家数	115,480	106,710	105,240	104,511	99.3
販売農家数計	95,720 (100)	86,870 (100)	85,350 (100)	80,597 (100)	94.4
主業農家数	11,670 (12.2)	14,100 (16.2)	13,570 (15.9)	14,287 (17.7)	105.3
うち65歳未満の農業専従者がいる農家	10,190	12,110	11,980	11,866	99.0
準主業農家数	22,810 (23.8)	25,170 (29.0)	24,420 (28.6)	24,761 (30.7)	101.4
副業的農家数	61,240 (64.0)	47,600 (54.8)	47,360 (55.5)	41,549 (51.6)	87.7
経営耕地					
0.5ha未満	12,380 12.9	15,220 17.5	15,160 17.5	12,868 16.0	84.9
規模別農家数					
0.5~3.0	75,840 79.2	64,010 73.7	62,610 73.4	59,930 74.4	95.7
3.0ha以上	7,490 7.8	7,630 8.8	7,580 8.9	7,799 9.7	102.9

注：計は、端数処理のため一致しない場合がある。

1：2005年農林業センサスの結果。農林業センサスは、5年に1度、2月1日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの。

2：農業構造動態調査の結果。農林業センサスの中間年において、毎年1月1日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。

なお、国の統計業務の見直しに伴い、平成18年より都道府県ごとのデータが公表されないこととなった。

認定農業者数の推移

(単位:件、%)

項目	平成11年(基準年)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	19/18
認定農業者数	4,001	5,309	5,362	5,613	6,141	109.4

：認定農業者数は各年3月末の数値。

イ 農家人口及び農業就業人口

全国の農業就業人口は年々減少（平成 19 年：311 万人）しており、また、65 歳以上の農業就業者が半数以上を占め（平成 19 年：59.3%）、高齢化が進んでいます。

一方、本県の農業就業人口も 135,010 人（平成 17 年）と平成 12 年以降減少傾向にあります。一方、65 歳以上の割合は年々増加し、全体の 60.6%を占めています。

農家人口(販売農家)の推移

(単位:人、%)

項目	平成 11 年(基準年) 2	平成 15 年 2	平成 16 年 2	平成 17 年 1	17/16
農家人口	487,670	423,150	412,450	378,211	91.7
農業就業人口	136,720	142,120	139,750	135,010	96.6
うち男性	58,620	60,330	59,320	60,979	102.8
男性の占める割合	42.9	42.5	42.4	45.2	-
うち女性	78,100	81,790	80,430	74,031	92.0
女性の占める割合	57.1	57.5	57.6	54.8	-
うち 65 歳以上	71,700	82,440	82,440	81,787	99.2
就業人口に占める 65 歳以上の割合	52.4	58.0	59.0	60.6	-

1：2005 年農林業センサスの結果。農林業センサスは、5 年に 1 度、2 月 1 日現在の総農家を対象として全数調査で調査したもの。

2：農業構造動態調査の結果。農林業センサスの中間年において、毎年 1 月 1 日現在で農林業センサス時の販売農家を母集団として層化抽出による標本調査で調査したもの。

なお、国の統計業務の見直しに伴い、平成 18 年より都道府県ごとのデータが公表されないこととなった。

ウ 新規就農者

平成 19 年調査の新規就農者数は、県全体で 128 人となっており、前年と比較し 12 人増加しました。

新規就農者の推移

(単位:人)

項目	平成 11 年(基準年)	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	19 - 18
新規学卒者	45	45	36	25	32	7
U ターン就農者等	69	115	129	91	96	5
計	114	160	165	116	128	12

調査基準日は、毎年 5 月 1 日。調査対象期間は、前年 5 月 2 日から当該年 5 月 1 日までの 1 年間である。

エ 農作業の受委託

2005 年農林業センサスの結果によると農作業の受委託状況は、水稲作作業を委託した経営体が 44,109 戸(総経営体の約 54%)となっています。一方、農作業を受託した経営体は 6,619 戸で、ほとんどが水稲作作業を受託しています。

オ 農用地の利用集積

平成 19 年 3 月現在の農用地の利用集積面積は 53,018ha で、前年に比べて 3,795ha 増加しました。そのうち、認定農業者への利用集積面積は 33,939ha (前年比 3,003ha 増) となっています。

農用地の利用集積

(単位: ha)

項目	平成 11 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	18 - 17
農用地利用集積面積	46,870	47,438	49,223	53,018	3,795
うち認定農業者への集積面積	23,145	29,348	30,936	33,939	3,003

カ 耕地面積

平成 18 年の耕地面積は、152,600ha で、前年に比較し 600ha 減少しており、減少傾向が続いています。

耕地面積の推移

(単位: ha、%)

項目	平成 11 年(基準年)	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	18/17
田	112,000	108,500	107,400	106,900	99.5
普通畑	33,300	32,200	32,400	32,400	100.0
樹園地	8,610	7,790	7,770	7,710	99.2
牧草地	6,020	5,600	5,660	5,690	100.5
計	160,000	154,000	153,200	152,600	99.6

計は端数処理のため一致しない。

キ 耕作放棄地

平成 17 年の耕作放棄地の面積は、2005 年農林業センサスの結果(土地持ち非農家分含む)によると 21,708ha となり、2000 年調査に比べ 1,548ha 増加しました。

なお、2000 年調査と比較した 2005 年調査の本県の増加率は 7.7%で、全国平均の 12.5%を下回りました。

農用地の整備

平成 18 年度までのほ場整備済の面積は、田が 72,216ha で整備率 68%、畑は 16,671ha で整備率 37%となっており、田畑計の整備率は 58%となっています。

(3) 地方の動向

県北地方

「目指せ、21世紀をになう果樹を主体とした都市近郊型園芸複合産地」の実現に向け、認定農業者の育成・確保、新たなリンドウ産地の取組み等を展開しました。

認定農業者の育成・確保については、市町村、JA等の農業者団体と連携しながら、各農業普及部(所)において育成確保に努めた結果、平成18年度末の認定農業者は前年に比べ、87人増加し、1,670人となりました。

リンドウの産地化については、二本松市(旧岩代町)への導入を推進し、栽培戸数、面積並びに販売額とも増加しています。加えて更なる振興を図るため、県外産地との競合を避けるため、7月~8月出荷の産地づくりを目指して、県オリジナル品種「尾瀬の夢」シリーズの導入(作付面積の約7割)、トンネル栽培を利用した早期出荷への取組みに対しても支援しました。

さらに、地域特産品である「川俣シャモ」のより一層の生産拡大を図るため、雛生産施設の整備を支援しました。

～ 果樹地帯における水田営農の担い手 ～

国見町小坂地区では、担い手4名、平成19年2月に農業生産法人「小坂アグリ(株)」を設立し、認定農業者の認定を受けました。

法人の前身である小坂地区生産組合では、約30haの農地を集積し、水稻直播栽培及び転作大豆の団地化を進めるなど、省力低コスト技術の推進に取り組んできましたが、

経営体としてのステップアップを図り、平成19年度からスタートする品目横断的経営安定対策に対応するため、任意組合から農業生産法人に移行しました。



法人化したことで土地利用型作物の担い手としての位置づけがより明確となったことから、今後、更に集積が進むとともに、水田作の労力が軽減されたことにより、地域の果樹等園芸部門が発展するものと期待しています。

県中地方

「高速交通体系を活用した農林業の振興と生き生きとした阿武隈の里づくり」の実現に向け、園芸作物の振興等に取り組みました。

園芸作物の振興については、補助事業の活用により施設整備が進み、特に須賀川・岩瀬地域においては、夏秋きゅうりの防虫ネット被覆栽培の導入が拡大しました。

県オリジナル品種については、リンドウの「ふくしまかれん」、「ふくしまさやか」やアスパラガスの「ハルキタル」等を阿武隈地域を中心に積極的に導入しています。

また、持続的な生産体制の確立に向けた集落営農を推進し、農用地利用改善団体の設立を通じた大豆の作付拡大やアスパラガスの新規作付け等の組織的な取り組みが活発化しています。

さらに、エコファーマーの認定促進に積極的に取り組んだ結果、平成 18 年度末の認定者数は、前年に比べて 222 人増加し、1,850 人となりました。

～ ヤーコンを活用した地産地消の取り組みと直売所活動（天栄村） ～

天栄村では、都市農村交流拠点施設として整備した生産物直売所でヤーコンを用いた加工品の開発・販売に取り組んでいます。

ヤーコンはポリフェノールやフラクトオリゴ糖などを多く含む健康野菜として注目されており、平成 14 年からの本格栽培以降、15 年に都内でのヤーコンフェアの開催、大手スーパーでの店頭試食会や食生活改善推進員の料理メニューの開発等、販売促進を行うとともに、うどんや茶、飴など 20 品目を商品化し、生産物直売所等で販売を進めてきました。



ヤーコン栽培面積は、自給用も含め 6ha を超えるまでになり、ヤーコン導入による村の知名度向上とともに、生産物直売所等での売上げも増加しています。また、ヤーコンは学校給食や村内宿泊施設へも供給されるほか、「ヤーコン DE 健康な村づくり事業」で推奨することにより、村民の健康づくりに大きく貢献しています。

今後は、ヤーコンの品質向上を図るため、有機栽培等に取り組むとともに、19 年度には「全国ヤーコンサミット in 天栄」を開催し、知名度アップと消費拡大に取り組むこととしています。

問い合わせ先

季の里天栄（財団法人天栄村振興公社）

住所 〒969-0120 岩瀬郡天栄村大字大里字天房 50 - 1

電話 0248-81-1455

県南地方

「21世紀をリードする力強い農業 豊かな農村 in “しらかわ”」を目指し、水田農業改革の推進、園芸産地の育成・強化等に取り組みました。

水田農業改革の推進については、白河市大信・下小屋地区において水稻直播栽培検討会等を開催し、技術向上及び面積の拡大を図りました。その結果、平成18年度の水稲直播栽培面積は62haと大幅に増加しました。

園芸産地の育成・強化については、平成18年度にブロッコリーが、186haで作付けされるとともに、「JA しらかわ」にブロッコリーの鮮度を保持したまま市場に出荷することのできる予冷庫を導入しました。

さらに、生産者、消費者に対して環境に配慮した農業への理解を深め、農産物の生産振興を図るため、「水田農業パワーアップシンポジウム」を開催するなど、エコファーマーの認定拡大を推進した結果、平成18年度末のエコファーマーは、574人となりました。

～ JAしらかわ担い手支援センターの開設 ～

平成19年3月、「JA しらかわ担い手支援センター」が開設しました。

本センターは、地域の営農と農地を守る取組みの拠点として、旧関平金融店舗事務所（泉崎村）を改装し、開設されたものです。

当面、優良農地の遊休化を防ぎ、規模拡大を指向する農業者の農地集積を支援するとともに、地域農業の活性化のため、集落営農の相談、農業者・関係機関の情報交換や意見交換・調整等に取り組むこととしています。

今後は、農地集積等の成果が着実に上がるよう、県、市町村、農業団体等の情報共有、さらには、振興方策の検討の場として、その役割が期待されています。



問い合わせ先

JA しらかわ担い手センター

住所 〒969-0120 西白河郡泉崎村関和久字漆久保 36

電話 0248-53-2211

会津地方

「美しい自然と豊かな資源を生かした「新しい世紀の会津農業」」を目指し、水田農業の確立と園芸作物の振興、環境に配慮した循環型農業と安全安心な農産物供給、生活圏としての農村づくり、中山間地域の活性化等に取り組みました。

水田農業については、稲作の低コスト・省力化を図るための直播栽培の普及を推進しましたが、近年の米価低迷等の影響により、平成 18 年の取組面積は 520ha と前年に比べて、やや減少しました。また、大豆では、団地化が拡大し、アスパラガスでは全会津を対象にした広域共同選果施設が稼動するなど、生産拡大や、出荷・流通体制の整備を図りました。

環境に配慮した循環型農業については、米並びに園芸作物において環境にやさしい農業を推進した結果、農業者の環境に対する意識が高まり、平成 18 年度末のエコファーマーは前年に比べて 2,279 人増加し、4,520 人となりました。

喜多方市グリーンツーリズムサポートセンターは、グリーン・ツーリズムの総合窓口として開所から 2 年目を迎え、農業体験の受入人数は 7,900 人と前年を大きく上回りました。

～ 地産地消に向けた小麦「ゆきちから」の栽培 ～

喜多方市はラーメンの街として有名ですが、ラーメンの原料である小麦「ゆきちから」を地元で生産して活用するため、平成 14 年にプロジェクトチームを編成し、栽培技術・加工適性・食味の検討を行いました。

その結果、平成 18 年に喜多方産小麦「ゆきちから」を原料としたラーメンが完成し、平成 19 年 2 月 24～25 日に開催された「蔵のまち喜多方冬まつりラーメンフェスタ」において 1,259 食分を販売しました。

今後は、10 万食分を用意して、喜多方市内のラーメン店での利用を働きかけるとともに、農業総合センターを含めた産学官連携により、品質や味などの商品力の向上に努めます。



問い合わせ先

喜多方市観光課

住所 〒966-0814 喜多方市御清水東 7244-2

電話 0241-24-5249

南会津地方

「豊かな自然を生かした園芸産地とやすらぎの里づくり」を目指し、水田農業改革の推進、担い手の育成、地産地消による地域農産物の消費拡大等に取り組みました。

水田農業改革の推進については、環境にやさしい米づくりの推進及び持続性の高い農業生産方式の導入を推進した結果、平成 18 年度には水稲において新たに 101 名のエコファーマーを育成し、その結果、南会津地方におけるエコファーマーによる栽培面積は、前年比 126.4ha 増の 373.1ha に拡大しました。また、園芸作物についても、アスパラガスにおいて新たに 102 人のエコファーマーを育成するとともに、県オリジナル品種「ハルキタル」の産地化に向けた取組みを進めました。

担い手の育成については、管内各町村において関係機関と連携し集落営農を推進した結果、平成 18 年度には下郷町南倉沢集落など 8 集落において新たに農用地利用改善団体を設立しました。

地産地消による地域農産物の消費拡大については、生産者、実需者、消費者を対象に、ハタケシメジや会津地鶏、アスパラガスなどを用いた調理実習や意見交換会、生産現場の視察を行い、消費者と農業者の相互理解を深めました。

～ 「南会津直売所加工所ネットワーク」が設立 ～

南会津には農家が立ち上げた農産物の直売所や加工所が多くあります。

しかし、その多くは小規模であるため、直売所は品揃え、加工所は販売先の確保が課題となっていました。こうした課題を解決するため、南会津地方の各直売・加工組織の連携による経営安定化を目的として、南会津直売所加工所ネットワークを結成しました。

現在、加入している組織は 14 組織で直売所 9 組織、加工所 3 組織、直売加工所 2 組織となっており、平成 18 年度は、食品表示の研修会、直売所加工所マップの作成などを実施しました。今後は、ネットワーク構成組織が連携して、研修会やイベント等を実施していく予定です。



問い合わせ先

事務局 南会津振興局地域づくり・商工労政グループ、
南会津農林事務所農業普及部

住所 〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

電話 0241-62-5207

下記 URL に、直売所・加工所の地図や連絡先などが掲載されています。

http://www.pref.fukushima.jp/norin-minamiaidu/nougyou/newchokubaimap/newchoku_main.htm

相双地方

「温暖な気候を生かした 21 世紀の多彩な農業の確立」を目指し、担い手の確保と地域営農体制の確立、循環型農業の推進等を中心に展開しました。

担い手の確保と地域営農体制の確立については、集落営農推進協議会等により集落営農組織の育成を支援した結果、飯館村では全 20 行政区で集落営農に取り組み、5 つの特定農業団体が認定されました。また、南相馬市では基盤整備実施地区を中心に特定農業団体が誕生しました。

循環型農業の推進については、JA と連携して持続性の高い農業生産方式による栽培技術の定着化を推進した結果、平成 18 年度末のエコファーマーの認定者数が 5,043 人となっており、中でも、JA そうま新地ニラ部会（27 人）や管内のナシ栽培者の全員（181 人）がエコファーマーの認定を受けるなど、環境にやさしい農業への取組みが組織的に行われています。

このほか、ブロッコリーの発砲スチロール氷詰め出荷による流通体制の整備や、「黄色いハートかぼちゃ」を使用した焼酎の製造などの地域の特色を生かした取組みも行いました。

～ 中山間地域におけるトルコギキョウ1億円産地の育成 ～

飯館村では、夏季冷涼な気象条件を生かした農業の振興を進めています。特に、JA そうま飯館花き部会では、花き産地化を目指して、平成元年にトルコギキョウを試作導入し、平成 2 年から本格的な栽培を始め、栽培者の育成と施設導入による規模拡大を推進してきました。

近年は、お盆や彼岸の需要期を中心に秋期出荷まで作型を広げるとともに、多様なニーズに応えるための新品種の導入、鮮度保持による品質向上と販路拡大のためのバケット輸送など、新たな生産対策や流通販売対策を実施しています。

これらの取組みの結果、トルコギキョウは、飯館村の基幹作物として定着し、平成 2 年度に生産者 14 名で 500 万円程度だった販売額が、平成 18 年度には生産者が 40 名となり、販売額は 1 億円を超えるまでになりました。

引き続き、地域の気象条件を生かした園芸作物の生産拡大を進めるとともに、新たな品目や県オリジナル品種の導入などにより、相双地方の園芸振興を図っていくこととしています。



いわき地方

「サンシャインいわき・山嶺（みね）から洋（うみ）につながる農業の展開」をキャッチフレーズに、水田農業改革と園芸特産物の産地形成等を中心に施策を展開しました。

水田農業改革については、「売れるいわき産米」を目指して農業者・関係機関からなる推進組織を設立し、環境にやさしい米づくりを推進した結果、平成 18 年度末のエコファーマーと特別栽培による水稻の栽培面積は合計 394ha と前年に比べ 114ha 増加するとともに、水田の転作作物として、大豆やそばと併せて、いわき地方の温暖な気候に適したイチジクの生産が拡大しました。

また、担い手への農地利用集積を推進するため、農地流動化地域総合推進事業等を実施し、農地利用集積面積は、1,618ha となりました。

さらに、園芸特産物の産地形成では、代表的な作物のイチゴを産地ブランドとして発展させるため、栽培に関するセミナー等を開催し、栽培面積の拡大を図りました。ナシでは組織単位でのエコファーマーの認定（153 人）を推進しました。

なお、集落営農、地産地消等の推進については、関係機関と連携し、総合的な施策の展開を図りました。

～ 新たな取組みで産地を再生！ ニュー「サンシャインいわき梨」 ～

いわき地方のナシ栽培の歴史は古く、明治の初め頃に導入された記録がありますが、生産者の高齢化等から栽培面積は減少傾向にありました。

このため、JA いわき市ナシ部会によるエコファーマー認定の取組みや、県が育成したオリジナル品種「涼豊」の植栽推進、さらには、「わくわくいわき 2006」において「涼豊」を消費者に試食していただくイベント等を通して消費宣伝の活動を行い、地域で愛される品種となるよう取り組みました。



一方、ナシの生産者の高齢化が進行していますが、近年は、定年帰農者や他産業に従事する後継者がナシ栽培に意欲を示す事例が見られ始めたことから、これらの人達を対象として、休日に講習会を開催し、基礎的な栽培技術の指導を行いました。

今後は、この参加者の方々により組織化された後継者組織の活動が活発に展開されることによって、産地の若返り、そして発展へと結びついていくことを期待しています。

2 農業及び農村の振興に関する基本計画の進捗状況

(「うつくしま農業・農村振興プラン21」の主要指標の現況値)

「うつくしま農業・農村振興プラン21」に掲げた、県全体及び地方における主要指標の進捗状況は、以下のとおりです。

(1) 県全体の進捗状況

農家数

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
総農家数	戸	115,480	104,300	104,511	90.5	100.2
販売農家	戸	95,720	82,300	80,597	84.2	97.9
主業農家	戸	11,670	10,200	14,287	122.4	140.1
うち65歳未満専従農家	戸	10,190	10,000	11,866	116.4	118.7
準主業農家	戸	22,810	18,000	24,761	108.6	137.6
副業的農家	戸	61,240	54,100	41,549	67.8	76.8

農業就業人口(販売農家)

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成17年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業就業人口	人	136,720	103,000	135,010	98.7	131.1
うち男性	人	58,620	43,600	60,979	104.0	139.9
うち女性	人	78,100	59,400	74,031	94.8	124.6
うち65歳以上男女計	人	71,700	54,900	81,787	114.1	149.0

耕地面積

項目	単位	基準値 (平成11年) [A]	目標 (平成22年) [B]	現況値 (平成18年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
耕地面積	ha	160,000	154,700	152,600	95.4	98.6
うち田	ha	112,000	109,800	106,900	95.4	97.4
うち畑	ha	48,000	44,900	45,700	95.2	101.8

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

農業産出額（農業粗生産額）

項目	単位	基準値 (平成 11 年) [A]	目標 (平成 22 年) [B]	現況値 (平成 17 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
米	億円	1,188	1,242	1,012	85.2	81.5
麦類	億円	1	7	1	100.0	14.3
豆類	億円	13	57	11	84.6	19.3
穀類	億円	8	21	5	62.5	23.8
園芸作物	億円	952	1,353	859	90.2	63.5
うち 野菜	億円	560	840	518	92.5	61.7
うち 果実	億円	311	391	267	85.9	68.3
うち 花き	億円	81	122	74	91.4	60.7
工芸農作物	億円	84	104	56	66.7	53.8
畜産	億円	527	705	529	100.4	75.0
うち 乳用牛	億円	124	146	114	91.9	78.1
うち 肉用牛	億円	120	180	151	125.8	83.9
うち 豚	億円	108	162	104	96.3	64.2
うち 鶏	億円	174	215	155	89.1	72.1
うち その他 畜産物	億円	1	2	4	400.0	200.0
菌茸類	億円	62	80	43	69.4	53.8
その他	億円	30	34	27	90.0	79.4
合計	億円	2,865	3,600	2,543	88.8	70.6

端数処理のため、合計は一致しない場合がある。

「野菜」には、いも類を含み、「その他」は、養蚕、種苗及び加工農産物である。

生産農業所得（菌茸類を含む）

項目	単位	基準値 (平成 11 年) [A]	目標 (平成 22 年) [B]	現況値 (平成 17 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
生産農業所得	百万円	115,700	155,500	104,588	90.4	67.3
生産農業所得率	%	40.4	43.2	41.1		

農家経済（65歳未満の農業専従者のいる主業農家を対象とした農家経済）

項目	単位	基準値 (平成 11 年) [A]	目標 (平成 22 年) [B]	現況値 (平成 17 年) [C]	C/A (%)	C/B (%)
農業所得	千円	4,600	8,300	3,945	85.8	47.5
農家所得	千円	6,000	8,800	4,595	76.6	52.2
農業依存度	%	76.7	94.3	85.9		
農家総所得	千円	7,900	10,700	5,480	69.4	51.2

「基準値」は、平成 7 年から平成 10 年の推定値の平均

(2) 地方の進捗状況

県北地方

指 標			基準値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	きゅうり	ha	369	394	348	94.3	88.3
	ピーマン	ha	32	47	28	87.5	59.6
	いちご	ha	69	84	63	91.3	75.0
栽培面積	もも	ha	1,720	1,790	1,635	95.1	91.3
肉用牛飼養頭数		頭	11,400	12,300	10,590	92.9	86.1
高品質肉用鶏飼養羽数		羽	8,900	27,000	17,100	192.1	63.3
なめこ生産量		t	363	450	781	215.2	173.6
果樹用施設面積		ha	66	185	73	110.6	39.5
大豆用乾燥・調整施設		カ所	0	3	2		66.7
農産物加工施設		カ所	9	21	30	333.3	142.9
農産物直売施設		カ所	31	46	50	161.3	108.7

県中地方

指 標			基準値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)	
作付面積	きゅうり	ha	332	368	311	93.7	84.5	
	トマト	ha	162	266	125	77.2	47.0	
	さやいんげん	ha	304	345	266	87.5	77.1	
	さやえんどう	ha	118	121	93	78.8	76.9	
	ピーマン	ha	39	46	40	102.6	87.0	
	なす	ha	118	149	102	86.4	68.5	
	ねぎ	ha	225	366	195	86.7	53.3	
	にら	ha	73	77	63	86.3	81.8	
	だいこん	ha	376	427	272	72.3	63.7	
	花き	ha	126	163	93	73.8	57.1	
	葉たばこ	ha	1,170	1,188	941	80.4	79.2	
	栽培面積	もも	ha	55	90	51	92.7	56.7
	生しいたけ生産量		t	850	1,200	631	74.2	52.6
肉用牛飼養頭数		頭	36,880	37,750	32,100	87.0	85.0	
野菜用施設面積		ha	187	372	197	105.3	53.0	
農産物直売施設		カ所	17	32	41	241.2	128.1	

県南地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	そば	ha	60	600	102	170.0	17.0
	トマト	ha	122	190	123	100.8	64.7
	きゅうり	ha	103	119	84	81.6	70.6
	いちご	ha	7	17	10	142.9	58.8
	ブロッコリー	ha	119	164	186	156.3	113.4
	しゅんぎく	ha	(10年) 15	30	33	220.0	110.0
	レタス	ha	55	64	78	141.8	121.9
	未成熟とうもろこし	ha	245	280	167	68.2	59.6
栽培面積	かき	ha	76	100	84	110.5	84.0
肉用牛飼養頭数	頭	11,920	13,100	9,990	83.8	76.3	
大豆用乾燥・調製施設	カ所	0	2	0			
農産物直売施設	カ所	10	19	40	400.0	210.5	
農産物加工施設	カ所	3	8	17	566.7	212.5	
農業集落排水処理施設整備済人口	人	28,853	47,904	37,624	130.4	78.5	

会津地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	そば	ha	2,664	3,750	2,055	77.1	54.8
	トマト	ha	148	220	99	66.9	45.0
	アスパラガス	ha	311	384	333	107.1	86.7
	ねぎ	ha	116	187	110	94.8	58.8
	花き	ha	158	205	137	86.7	66.8
果樹施設面積	ha	900	1,000	811	90.1	81.1	
肉用牛飼養頭数	頭	5,430	7,900	3,467	63.8	43.9	
なめこ生産量	t	506	700	171	33.8	24.4	
エコファーマー	人	0	587	4,520		770.0	
農産物直売施設	カ所	27	44	59	218.5	134.1	
都市・農村交流施設	カ所	4	18	15	375.0	83.3	

南会津地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	大豆	ha	128	347	141	110.2	40.6
	そば	ha	383	650	383	100.0	58.9
	アスパラガス	ha	80	143	66	82.5	46.2
	トマト	ha	34	63	40	117.6	63.5
	りんどう	ha	40	58	20	50.0	34.5
	宿根かすみそう	ha	14	26	12	85.7	46.2
	栽培面積	りんご	ha	84	95	47	56.0
高品質肉用鶏飼養羽数	羽	1,100	10,000	10,480	952.7	104.8	
まいたけ生産量	t	36	45	15	41.7	33.3	
野菜用施設面積	ha	45	120	54	120.0	45.0	
農産物加工施設	カ所	3	7	13	433.3	185.7	
農産物直売施設	カ所	14	20	15	107.1	75.0	

相双地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	トマト	ha	62	92	49	79.0	53.3
	しゅんぎく	ha	(10年) 35	38	35	100.0	92.1
	ほうれんそう	ha	127	165	118	92.9	71.5
	いちご	ha	12	20	16	133.3	80.0
	だいこん	ha	262	329	163	62.2	49.5
	花き	ha	71	88	51	71.8	58.0
	麦類	ha	204	360	182	89.2	50.6
	豆類	ha	758	1,770	770	101.6	43.5
	肉用牛飼養頭数	頭	17,350	18,100	16,510	95.2	91.2
	生しいたけ生産量	t	577	680	542	93.9	79.7
農産物直売施設	カ所	18	29	51	283.3	175.9	

いわき地方

指 標			基 準 値 (平成 11 年) [A]	目 標 (平成 22 年) [B]	現 況 値 [C]	C/A (%)	C/B (%)
作付面積	大豆	ha	128	612	112	87.5	18.3
	トマト	ha	18	30	20	111.1	66.7
	ねぎ	ha	156	262	148	94.9	56.5
	さやいんげん	ha	75	77	50	66.7	64.9
	いちご	ha	19	25	14	73.7	56.0
	シクラメン	ha	3	6	2	66.7	33.3
	きく	ha	9	9	5	55.6	55.6
	栽培面積	いちじく	ha	8	15	9	112.5
菌茸生産量	エリンギ	t	120	180	401	334.2	222.8
	まいたけ	t	44	50	0	0.2	0.2
大豆用乾燥・調製施設		カ所	0	2	1		50.0
農産物加工施設		カ所	1	8	10	1000.0	125.0
農産物直売施設		カ所	11	21	29	263.6	138.1

地方計画の現況値は、現時点で把握できる直近のデータを掲載している。

3 「水田農業改革アクションプログラム」の進捗状況

「水田農業改革アクションプログラム」に掲げた指標の進捗状況は、以下のとおり、各項目において平成18年度のガイドラインを下回る大変厳しい状況となっています。

(1) 環境にやさしい米づくり

区 分	基準年(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
環境にやさしい米づくり	984ha	21,008ha	34,300ha
有機栽培 ¹	88ha	177ha	500ha
特別栽培 ²	799ha	3,556ha	5,800ha
エコファーマーによる栽培 ³	97ha	17,275ha	28,000ha

1：転換期間中を含む。

2：県認証に加え、県認証以外（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるもの）を含む。

3：生産方式の導入計画面積

(2) 水稲直播栽培

区 分	基準年(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
水稲直播栽培面積	911ha	950ha (997ha)	5,000ha

：（ ）内は、ホールクroppサイレージ用稲を含む面積

(3) 米の消費拡大

区 分	基準値(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
米飯給食の週平均実施回数(人数割)	2.8回	3.1回	3.7回
米の消費水準	111 (H11～13平均)	104 (H15～17平均)	114 (H15～17平均)

(4) 野菜・花きの作付面積、施設面積

区 分	基準値(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
野菜・花き作付面積	16,266ha	15,851ha	18,602ha
うち野菜 ¹	15,512ha	15,097ha	17,678ha
うち花き ²	754ha	754ha	924ha

1：農林水産統計データ

2：福島県野菜・花き類生産状況調査データ

区 分	基準値(H13)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
野菜・花き施設面積	1,168ha	1,120ha	1,646ha
うち野菜(防虫ネット栽培)	945ha	930ha (81ha)	1,340ha
うち花き	223ha	190ha	306ha

：福島県ハウス実面積調査(防虫ネット面積を含む)

(5) 大豆作付面積、大豆の県内需要に対する充足率

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
作付面積	3,810ha	3,520ha	7,500ha
うち水田	1,960ha	1,780ha	4,800ha
県内充足率	9%	10%	62%

(6) 飼料作物作付面積

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
作付面積	14,900ha	13,500ha	17,380ha
うち水田	4,981ha	3,620ha	5,556ha

(7) 意欲ある担い手及び認定農業者への農用地利用集積面積

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
意欲ある担い手への農用地利用集積面積	42,414ha	53,018ha	75,283ha
うち認定農業者への農用地利用集積	26,733ha	33,939ha	54,147ha

(8) 認定農業者等の意欲ある担い手の育成

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
認定農業者数	5,124	6,141	6,978

(9) 大規模稲作経営体数

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
大規模稲作経営体数 (水田経営面積30ha以上)	13	40	350

3 「水田農業改革アクションプログラム」の進捗状況

「水田農業改革アクションプログラム」に掲げた指標の進捗状況は、以下のとおり、各項目において平成18年度のガイドラインを下回る大変厳しい状況となっています。

(1) 環境にやさしい米づくり

区 分	基準年(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
環境にやさしい米づくり	984ha	21,008ha	34,300ha
有機栽培 ¹	88ha	177ha	500ha
特別栽培 ²	799ha	3,556ha	5,800ha
エコファーマーによる栽培 ³	97ha	17,275ha	28,000ha

1：転換期間中を含む。

2：県認証に加え、県認証以外（化学合成農薬等の使用が地域の慣行基準の5割以下であることが確認できるもの）を含む。

3：生産方式の導入計画面積

(2) 水稲直播栽培

区 分	基準年(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
水稲直播栽培面積	911ha	950ha (997ha)	5,000ha

：（ ）内は、ホールクroppサイレージ用稲を含む面積

(3) 米の消費拡大

区 分	基準値(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
米飯給食の週平均実施回数（人数割）	2.8回	3.1回	3.7回
米の消費水準	111 (H11～13平均)	104 (H15～17平均)	114 (H15～17平均)

(4) 野菜・花きの作付面積、施設面積

区 分	基準値(H14)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
野菜・花き作付面積	16,266ha	15,851ha	18,602ha
うち野菜 ¹	15,512ha	15,097ha	17,678ha
うち花き ²	754ha	754ha	924ha

1：農林水産統計データ

2：福島県野菜・花き類生産状況調査データ

区 分	基準値(H13)	実績(H18)	ガイドライン(H18)
野菜・花き施設面積	1,168ha	1,120ha	1,646ha
うち野菜（防虫ネット栽培）	945ha	930ha (81ha)	1,340ha
うち花き	223ha	190ha	306ha

：福島県ハウス実面積調査（防虫ネット面積を含む）

(5) 大豆作付面積、大豆の県内需要に対する充足率

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
作付面積	3,810ha	3,520ha	7,500ha
うち水田	1,960ha	1,780ha	4,800ha
県内充足率	9%	10%	62%

(6) 飼料作物作付面積

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
作付面積	14,900ha	13,500ha	17,380ha
うち水田	4,981ha	3,620ha	5,556ha

(7) 意欲ある担い手及び認定農業者への農用地利用集積面積

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
意欲ある担い手への農用地利用集積面積	42,414ha	53,018ha	75,283ha
うち認定農業者への農用地利用集積	26,733ha	33,939ha	54,147ha

(8) 認定農業者等の意欲ある担い手の育成

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
認定農業者数	5,124	6,141	6,978

(9) 大規模稲作経営体数

区 分	基準値(H14)	実 績(H18)	ガイドライン(H18)
大規模稲作経営体数 (水田経営面積30ha以上)	13	40	350

農業及び農村の振興に関して講じた施策

1 「ふくしま食・農再生戦略」の推進

「うつくしま農業・農村振興プラン 21」が示す 21 世紀初頭の農業・農村の目指すべき姿の実現に向け、取り組んできた 3A 運動を発展させ、重点的な取組みを進めていくため、平成 18 年 9 月に「ふくしま食・農再生戦略」を策定しました。

平成 19 年 3 月には、この戦略の具体的な施策を明らかにする、「『ふくしま食・農再生戦略』の今後の取組みについて」を関係機関、団体が連携して、決定したところであり、今後は、この再生戦略を踏まえ、食・農・環境が一体となった、持続的な発展を図っていくため、関係機関、団体が連携した重点的な取組みを進めていきます。

(1) 食と農の絆づくりの推進【戦略 1】

食と農の交流推進

食と農の絆づくりを推進するためには、消費者と農業者が価値観を共有し、相互理解を深め、交流を拡大していく関係を確立する必要があります。

平成 18 年 6 月 10 日～14 日には、福島県農業総合センターにおいて「食と農の交流フェア in 農業総合センター」を開催しました。

本フェアは、広く県民に地域の農業や食文化、健全な食生活等に対する理解を深めていただくとともに、センターの役割と機能を PR することを目的に開催したもので、記念講演会、パネルディスカッション、伝統料理等の展示・試食、民間団体の活動紹介、農林水産物等の販売などが行われました。期間中の入場者は 18,500 人で、センターの役割や地域の農業、食文化への理解を深めることができました。

また、本県農業・農村に関する情報を幅広く発信するため、福島県農林水産部メールマガジン「ふくしま食・農通信」を発行するとともに、各種機関誌、広報誌等を通じて、福島県の農林水産業や農林水産物の最新の話題などを、迅速に、分かりやすく提供しました。

今後は、ポータルサイトやイベントカレンダー等を活用し、情報発信機能の充実強化を図り、絆づくりと再生戦略全体の推進に努めていきます。



食育の推進

私たちの命を支える食の大切さについて学び、食生活の改善を通して青少年の健全な成長を目指す「食育」の取組みが重要となっていることから、食べ物を生産し、環境を守るなど大切な働きをしている農業への理解を深めてもらうため、農業体験や農産物、農林水産業についての学習等を支援しました。

平成 18 年度は、地域の団体や学校などが「食」と「農」について学習する際に、県

職員が講師等として参加する食農応援メニューを展開しました。田んぼの学校、野菜やきのこ栽培等の出前講座をはじめとした体験活動や情報提供など、1,107件の支援を行い、「食」と「農林水産業」への理解促進を図りました。

また、県内の学校給食関係者に、地場産物を活用し、バラエティーに富んだ米飯給食のメニュー作りの参考としていただくため、「福島県米消費拡大推進連絡会議」が中心となって「地場産物を活用した米飯学校給食献立カード」を作成し、配布しました。

平成 18 年度の食農応援メニュー取組状況

項目	実施件数	(左記のうち県外の団体等を対象に実施した件数)
体験学習	293	2
出前講座	133	3
施設見学	496	111
資料提供	57	5
その他	128	0
合計	1,107	121



問い合わせ先

下記 URL をご覧下さい。

<http://www.pref.fukushima.jp/an-ryu/chisanchisyuu/mogura/toiawasesaki.htm>

ネットワークサポート体制の強化

農業や環境に対する意識の高まり、流通の多様化、産学民官連携による取組みの増加を踏まえ、「ふくしま食・農再生戦略」では、市場や実需者、さらには消費者などの需要側と農業者のつながりを強化していくための情報の収集発信機能の充実等を進める、ネットワークサポート体制（以下、「サポート体制」という。）を確立して、5つの具体的戦略の実現を支援することとしています。

このため、サポート体制に関連する情報の収集に努めるとともに、消費者ニーズの変化及びフードチェーンの特性などをテーマとした研修会を開催し、関係者の理解の醸成を図りました。

今後は、サポート体制の構築に向けた具体的な調査・検討を実施するとともに、関係機関・団体等との情報ネットワーク化を進めることとしています。

（２）戦略的な流通販売対策の強化【戦略２】

流通販売対策の強化のための取組み

近年の「食」に対する安全・安心志向の高まりやライフスタイルの変化等による消費者ニーズの多様化が進む中、県産農林水産物の販路拡大を図るためには、消費者や実需者（食品加工業者、外食・中食業者、旅館・ホテル業者等）のニーズを的確に把握・分析し、きめ細かな対応が求められています。

このため、県は、平成 18 年 11 月に「食彩ふくしま販売促進プラン」を策定し、次に掲げる展開方向により県産農林水産物の戦略的な販売促進を図ることとしました。

- ・ 地産地消の全県的展開と食育の推進
- ・ 多様な情報発信拠点の確保と販売促進品目の重点化
- ・ 「食」関連産業との連携強化
- ・ 新たな産地づくりとの連携

さらに、関係機関・団体の主体的な参画のもと「食彩ふくしま販売促進プラン」の着実な推進を図るため、横断的な連携を強化する「食彩ふくしま推進協議会」を設立しました。

地産地消の推進

従前より取り組んできた地産地消の全県的展開を進めるため、「いいもの発見うつくしま」のスローガンを掲げ、消費者や実需者を対象とした地産地消セミナーや学校給食における地元食材の利用促進検討会の開催を通して、県産農林水産物の理解促進と、消費者・実需者・生産者の交流促進に努めました。

また、地産地消推進において農産物直売所・加工所の果たす役割が大きくなっていることから、直売所等に関する情報収集や提供のほか、販売力強化に向けた栽培技術や経営管理能力の向上に関する助言指導、加工技術習得のための研修の充実等を行いました。

県内農産物直売施設について

	箇所数
平成 13 年度	168
平成 14 年度	197
平成 15 年度	212
平成 16 年度	215
平成 17 年度	225



新しい特産品に期待

～ 町内産ごぼうを使ったクッキーの開発 ～

県では、地域の農産物を活用した商品の開発を推進するための事業に取り組んでいますが、平成 18 年 9 月に開かれた第 1 回県農産物加工品コンクールにおいて、農産物加工直売所「百姓 HOUSE」（会津坂下町）の「ごんぼクッキー」が最優秀賞（県知事賞）に輝きました。

農産物加工直売所「百姓 HOUSE」は、町内でとれた新鮮なふるさとの素材を生かした「手作り郷土料理」を販売しています。受賞した「ごんぼクッキー」は、通常の 1.5 倍の食物繊維を含むとされる伝統野菜「立川ゴボウ」を練り込んだクッキーであり、試作を繰り返すなどして完成までに 1 年を要しました。



問い合わせ先

百姓 HOUSE

住所 〒969-6586 会津坂下町坂本糠塚乙 1147

電話 0242-83-5065

「食」関連産業との連携強化

本県の食品産業には、地域産業の中心として活躍している企業が数多くあり、農業は、これらの食品産業へ原料を提供するパートナーとしての重要な役割を担っています。

また、本県では各地域の様々な気象条件や地理的条件を生かした多様な農産物が生産されていることから、各地域において農業と食品産業の情報交換会の開催等により連携強化を図るとともに、地域の農産物を活用した商品の開発を促進しました。

特に、農林事務所普及部・所ごとに、商品開発に向けた生産者と食品関連産業との連携を支援する「農業・食品産業連携活性化事業」を実施し、地元農産物を活用した加工品が開発されるなどの成果を上げています。

併せて、県内地方卸売市場が持つ生産と販売を結びつけるコーディネート機能の強化を図るため、実需者等のニーズに応じた生産出荷体制や流通システムの構築について、アンケート調査、現地調査、検証を行い、また実需者・流通関係者と生産者との検討会を実施するなど、相互理解の促進に向けた取組みを推進しました。

県産農産物の県内外への販売促進

県産農産物の県内外への PR については、各品目ごとの流通形態に沿って、より高い効果が上がるように配慮して取り組みました。

米については、毎月 8 日の「ごはんの日」に、県内の量販店等での県産サンプル米の無償配布や県内飲食店の協力を得て「ごはんの日応援店」によるサービスの提供、さらにはスポーツイベントにおいて県産米を贈呈するなどにより周知を行うとともに、県内の小中学校で、米飯給食を実施する経費の一部を助成するなど、県産米の消費拡大を積極的に推進しました。

また、首都圏及び関西圏を中心に、各種の広告媒体、新米フェア、イベントなどを活用し、様々な機会をとらえて県産米の積極的な PR を行いました。さらに、県オリジナル品種「ふくみらい」の販売促進のため、県内の路線バスのバスフロントマスクを活用した「ふくみらい」の PR を行いました。

青果物については、全国第 2 位の収穫量を誇る「もも」をはじめとする果実や旬の野菜等の PR 活動として、主要消費地の卸売業者を産地に招いての市場懇談会や、県産青果物を扱う「ふくしま青果物フェア」の開催(北海道・京浜・京阪神地区)、さらには首都圏私鉄の中吊り広告を活用した PR を行うなど、本県青果物の知名度アップと販路の拡大に努めました。

県産農産物の首都圏へのPR事例

～ 「ふくしま市場の開設」 ～

県産品の販売拡大、県産品情報の発信等のため、平成 18 年 8 月、イトーヨーカドー葛西店に、常設のアンテナショップ「ふくしま市場」を開設しました。「ふくしま市場」では県内各地の農産物や加工食品、民芸小物など、「ふくしま産品」約 1,000 品目を展示、販売しています。



このうち、農林水産物については、新鮮で安全・安心な生産者の顔の見える産品として、もも（あかつき、川中島白桃）を始めとする青果物や、米、アンポ柿等の農産加工物等を販売し、多くの方々に福島県の豊かな産品を実感していただきました。

問い合わせ先

ふくしま市場

住所 〒134 - 0084 東京都江戸川区東葛西 9 - 3 - 3
イトーヨーカドー葛西店内

電話 03-5659-2762

～ 「東京・大阪の私鉄車内に ” キュウリビズ ” 広告登場 ～

本県のきゅうりの生産量は、全国上位に位置し、特に夏秋きゅうりは、全国第1位を生産量を誇ります。

平成18年夏、”キュウリビズ”というキャッチコピーを活用したPRを東京、大阪で展開しました。この広告は、東京の京王線全線、西武新宿線・池袋線、大阪の近鉄大阪線・奈良線の鉄道3社で、7月末からのべ41日間広告し、「ふくしまのきゅうり」を大消費地に強くアピールしました。



県産農産物の輸出促進

目覚ましい経済発展を遂げている中国（上海）をはじめとする東アジア地域において、県産農産物の輸出を促進するため、県内農業団体等を対象とした「福島県農産物輸出促進研修会」を開催し、県産農産物の輸出の現状と課題について認識を深めるとともに、輸出促進支援事業や輸出果実の品質管理について研修を行い、県内農業団体等の輸出促進の取組みを支援しました。

平成18年度県産農産物の輸出実績

輸 出 先	品 目	輸 出 量 (kg)
中 国 (香港)	もも (川中島白桃)	650
	なし (新高)	100
	りんご (ふじ)	100
	かき (身不知)	175
	ユキヤナギ	1,200本
	米	15,683
	薬用人参	3,992
台 湾	もも (川中島白桃)	49,280
タ イ・シンガポール	もも (まどか、川中島白桃)	500
タ イ	りんご (ふじ)	100
	かき (平核無)	150

大豆については、「福島県産大豆 100%使用ロゴマーク」による県産大豆の利用促進を図っており、マークを使用する企業等が前年度より 11 社増加し 41 社(平成 19 年 3 月現在)となりました。



福島県産大豆 100%使用
ロゴマーク

牛肉については、県内消費者へ「福島牛」を PR するため、「福島牛販売促進協議会」が行う指定店の拡大や情報提供機能の強化等の活動を支援するとともに、首都圏の流通、販売業者を対象とした共励会や懇談会を開催しました。これらの結果、全国の銘柄牛が参加する共励会において、「福島牛」が最高位賞を受賞しました。

牛乳については、県産生乳を 100%使用した学校給食用牛乳の安定的供給により、児童・生徒の体位体力の向上を図ったほか、福島県牛乳普及協会等との連携のもと、各種イベントで広く県民に牛乳の持つ栄養等に対する正しい知識の普及などを行い、県民の食生活の向上と県産牛乳の消費拡大に努めました。

福島牛について

「福島牛」は、福島県で生産された肉牛用種の黒毛和牛で、脂肪交雑(さし(脂肪)の入り具合)や肉のキメなどに優れ、市場関係者や消費者から高い評価を得ています。

特に、福島牛の中でも肉質の優れたもの(肉質等級 4 以上)を『銘柄「福島牛」』と言い、その品質・風味は折り紙付です。

福島牛販売促進協議会では、この福島牛を取り扱っている県内外の販売店、料理店を「福島牛指定店」に指定し、より多くの皆さんに福島牛を味わっていただきたく取組みを進めています。

< 福島牛指定店 (H19.7 末) >

販売指定店	56 店舗
料理指定店	17 店舗
卸売指定店	17 店舗
合計	90 店舗



【福島牛のロゴマーク】

問い合わせ先

下記 URL をご覧下さい。

<http://www.pref.fukushima.jp/chikusan/chikusei/gyuu/meibo.xls>

(3) 持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化【戦略3】

園芸産地再生のための取組み

本県の園芸産地については、担い手の高齢化や減少による労働力不足や、農産物価格低迷等の影響を受け、全体的に活力が低下しており、将来にわたり持続的に発展していくためには、生産、流通、販売面における構造改革を進め、競争力のある園芸産地の実現を図る必要があります。

これらを具体的に進めるため、「既存産地再生プロジェクト」「新産地育成プロジェクト」「ふくしまグリーンベルト形成プロジェクト」の3つのプロジェクト(詳細は下表を参照)を設定し、重点的に取り組むべき産地の選定を行い、各産地について産地診断を実施し、それに基づき今後の振興方針や取り組むべき事項などを取りまとめた産地戦略を策定しました。

さらに、産地プロジェクト等を効率的に推進するため、農林事務所農業普及部(所)ごとに「産地育成プロジェクトチーム」を設置し、各産地戦略の具現化を進めるとともに、県推進本部に農業総合センターと関係グループで構成する園芸戦略支援チームを設置し、「産地育成プロジェクトチーム」の活動を積極的に支援するなど、推進体制を強化しました。

産地戦略の策定品目

戦略3「持続的な発展を目指した園芸産地の取組強化」における重点品目一覧

園芸振興グループ

	農林事務所 部・所	県北			県中			県南		会津		南会津	相双		いわき	計
		普及部	伊達	安達	普及部	田村	須賀川	普及部	普及部	喜多方	会津坂下	普及部	普及部	双葉	普及部	
果樹	なし															6
	もも															4
	りんご															2
	ぶどう															5
花き	りんどう															6
	トルコギキョウ															2
野菜	きゅうり															2
	アスパラガス															11
	トマト															4
	いちご															4
	ブロッコリー															4
	キャベツ															2
	ねぎ															1
	ほうれんそう															1
	にら															1
計	4	4	2	4	3	3	4	4	2	2	3	8	7	5	55	

既存産地再生:担い手となる人材の確保や大規模化、労力調整システムの構築などにより、停滞する園芸産地を活性化し、産地の再構築を図る。
 新産地育成:オリジナル品種等の野菜・果樹・花きの導入を核とし、担い手となる人材の確保や販売等を通して新たな園芸産地の育成を図る。
 グリーンベルト形成:浜通り地域の気象条件を生かして、土地利用型園芸作物の拡大などによる周年供給産地の形成を図る。

園芸産地の育成に関する事例

～ 全農福島の会津アスパラガス広域選果施設による会津4JAの取組み ～

会津地方は県内のアスパラガス出荷量の95%を占め、国内でも長野県、北海道と並ぶ主産産地です。会津アスパラガス広域選果施設は、会津管内4JAのアスパラガスの選果を行うため、平成17年度強い農業づくり交付金によりJA全農福島が事業主体となって設置されました。平成18年4月から稼動しており、平成18年度は309名の利用で307tの利用実績



となりました。

広域選果施設から出荷されるアスパラガスは、「会津アスパラ畑」の名称で京浜の戦略市場を中心に販売し、また、量販店の企画販売や1kg詰めギフト品のインターネット販売などにも積極的に取り組んでいます。一方、生産面では収量アップや作型拡大と同時に、エコファーマーの認定を推進し、安全・安心な産地づくりを進めています。



(4) 担い手の経営安定、新たな担い手の確保対策の強化【戦略4】

認定農業者、集落営農の推進への支援

平成18年度は、県域及び地域の担い手育成総合支援協議会等による認定農業者の確保や経営改善を支援する活動、県域及び市町村段階の認定農業者組織による自らの経営改善と地域の農業振興に資する活動等に対して支援を行いました。

その結果、認定件数は、平成19年3月末日現在で、前年同期比528件増の6,141件(平成22年の目標8,300件の74.0%)となりました。

また、集落の話し合いのもとに、認定農業者等の担い手を中心として、高齢な農業者や兼業農家等も営農に参加できるようにする「ふくしま型集落営農」を各地域において積極的に推進するとともに、集落リーダー、関係機関など約800人が一堂に会した「福島県集落営農推進大会」を開催するなどして、集落営農への理解を深めた結果、集落営農を実践する集落数が平成19年3月末日現在で308集落となりました。

さらに、「農用地利用改善団体」の設立や活動の活性化を進め、農用地利用規程に基づき、認定農業者や特定農業団体等の担い手へ農用地を効率的に集積し、集落全体の安定した農業経営の実現を目指します。

担い手の育成・確保に向けた取組事例

～ 農用地利用改善団体の設立と大豆栽培の取組み(いわき市) ～

いわき市三和町合戸地区では、これまで兼業を主体とした農業が行われてきましたが、経営体育成基盤整備事業によるほ場整備を契機として、農用地の利用集積が進み、平成18年1月に合戸地区営農改善組合が設立され、同年8月には農用地利用改善団体として認定されました。水稻及び大豆の作付が可能になった平成18年度からは2名の担い手により4ha規模の大豆栽培を始めました。6月～7月にかけての梅雨の時期には、過去に例がないほどの降水量がありましたが、ほ場整備後の徹底した排水対策により高収量を得ることができました。

平成19年度には大豆作付面積を8haに拡大し、更なる生産安定と高品質化を目指しています。



新規就農者等意欲ある担い手の育成・確保

「福島県青年農業者等育成センター」を核として就農相談や農地等の斡旋、技術研修、就農支援資金の貸付けなどの各種就農支援施策を展開しました。特に多様化する新規就農者の就農形態に対応するため、新規就農者支援ホームページを開設して就農情報を広

く発信するとともに、就農希望者の意思決定から農業経営者として自立するまでの体系的な支援や、就農相談員（就農サポーター）の設置による市町村支援体制の充実などを進め、就農者の定着化を図りました。

さらに、農業総合センターに組織統合した農業短期大学校では、研究科の学生が農業総合センター本部で7ヵ月間にわたり就農に即した実践力を養うことのできる研修体制を整備するなどにより、次代を担う農業者及び地域農業の指導者の育成に努めました。

男女共同参画の推進

女性農業者の活動支援については、農山漁村における男女共同参画を一層推進するため「ふくしま農山漁村男女共同参画プラン」に基づき、地域ごとの課題をテーマにした「農業・農村パートナーシップ推進大会」の開催、農村における女性リーダーの育成を目的とした「うつくしま農村女性塾」第四期の開催、家族経営協定の締結推進、「女性認定農業者育成セミナー」の開催など、様々な支援を行いました。

今後は、農業経営改善計画の夫婦等による共同申請を一層積極的に推進するとともに、県内の女性農業者の交流・研鑽、情報発信等の場としてネットワークの設立及びその活動を支援します。

家族経営協定の締結状況、女性の認定農業者の育成状況

	平成 11 年 [A]	平成 22 年 (目標) [B]	平成 18 年 [C]	18/11 C/A	18/22 C/B
家族経営協定締結戸数	328戸	1,200戸	839戸	256%	69.9%
女性の認定農業者	92人	830人	241人	262%	29.0%

：女性単独・共同申請を含む。

女性農業者の活動事例

～ 農村文化・郷土料理を伝える「二本松市生活研究グループ連絡協議会岩代支部」～
「二本松市生活研究グループ連絡協議会岩代支部」は、岩代地区の郷土料理を若い世代へ伝承し、地元の農作物の良さと食の大切さを認識してもらおうという活動を行っています。地域の小学生等を対象にして郷土料理の講習会の開催や、岩代地区に伝わる行事のいわれと行事食をまとめた冊子の岩代地区全戸への配布などにより、グループ員がこれまで培ってきた技や経験等を大いに生かした活動を展開しています。

今後は、他の地域の人々にも体験してもらえるような交流事業の開催や、収益につながる販売活動等を展開することとしており、グループ員一同意欲あふれる取り組みを進めています。



農業経営の法人化の促進

「福島県農業法人支援センター」を中心に、法人化を志向する認定農業者等を対象として、農業経営の発展段階に応じた法人化講習会等を開催しました。この結果、県内でこれまで221の農業生産法人（平成19年1月現在）が活動しています。

また、県内の農業法人の経営向上のため、「福島県農業法人支援センター」が「うつくしまふくしま農業法人協会」と連携し、法人へ就業を希望する方々への「農業法人合同会社説明会」の開催や従業員等に対する研修活動を支援しました。さらに、市町村が認定する特定農用地利用規程によって地域の過半の農業を請け負う特定農業法人は、平成18年度で12法人となりました。

農業生産法人の設立状況

	平成11年 [A]	平成22年 (目標)[B]	平成18年 [C]	18/11 C/A	18/22 C/B
農業生産法人数	128	360	221	173%	61%

農業の担い手を支援する生産基盤の整備

地域農業の中心となる担い手を支援するため、経営規模拡大と農業生産の省力化・低コスト化に不可欠なほ場の大区画化と、田において麦・大豆等を生産するために必要な排水条件の整備を推進しました。

また、農業経営の効率化・近代化を図るため、大型農業機械の利用や大型車による生産物・資材の運搬等に不可欠な農道整備を積極的に進めるなど、農業生産基盤の整備を推進しました。

(5) 環境と共生する農業の全県的推進【戦略5】

持続性の高い農業の推進

ア エコファーマーの育成

環境にやさしい農業を推進するため、「福島県持続性の高い農業生産方式の導入指針」により、エコファーマーの育成を推進しました。

その結果、エコファーマーの認定者数は、平成19年3月末時点で13,818人(前年比3,509人増)、また、作物ごとの延べ認定件数も15,739件(前年比4,149件増)と大幅に増加しました。生産出荷組合等で全員がエコファーマーとなる例が増えていることから、今後も、認定数が一層増加するものと見込んでいます。また、環境にやさしい農業に向けた本県独自の取組みを盛り込んだ「福島県農業環境規範」の啓発を通じ、エコファーマー認定者の拡大に努めました。

エコファーマー作物別認定状況

(平成19年3月末)

	水 稻	穀類 (水稻以外)	野 菜	果 樹	花 き	合 計
延べ認定件数	10,441	23	4,107	1,123	45	15,739
面積(ha)	17,275	15	741	804	19	18,855

合計は、端数処理のため一致しない場合がある。

イ 複合性フェロモン剤を利用した果実生産の推進

「福島県環境にやさしい園芸農業推進協議会」では、複合性フェロモン剤を利用して生産された果実に「環境保全宣言」統一マークを付与し、流通促進を図ってきました。

平成18年度にこのマークを付けた果実の出荷数量は約2万6千t(前年3万2千t)と前年に比べて減少しましたが、複合性フェロモン剤の利用面積は、もも、なし、りんご合わせて県内で約2,914ha(前年約2,979ha)、全栽培面積の約64%(前年約64%)とほぼ前年と同様でした。



【環境保全宣言マーク】

ウ 農業用使用済プラスチックの適正処理

「福島県農業用使用済プラスチック適正処理推進方針」に基づき、県推進会議や研修会の開催、パンフレットの配布等により農業用使用済プラスチックの適正処理及びリサイクルの推進に努めました。また、リサイクルの促進に向けて、地区ごとの啓発活動やリサイクル施設への運搬経費等に対する助成などを行いました。

その結果、平成 18 年度の組織的回収率は耐久性ビニール等の普及により 73.2%（前年比 5.2 ポイント減）と若干減少したものの、リサイクル率は 61.0%（前年比 8.5 ポイント増）と確実に向上しています。

エ 農業集落排水処理施設の整備による水環境への負荷軽減

農業集落からの生活雑排水やし尿等を適切に処理し、公共用水域及び農業用水の水質改善を図るため、県内 28 地区において農業集落排水処理施設整備に対する支援を行いました。

この結果、平成 19 年 3 月末時点における全県域下水道化構想における農業集落排水処理施設整備人口は 129,080 人、整備率は 54.5%となりました。

また、「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例（平成 14 年 3 月 26 日公布）」に沿って「水環境にやさしい農業」の導入を推進するため、新たに郡山市と会津若松市にモデル実証ほを設置し、環境負荷軽減技術の普及推進を図るとともに、これらの技術に必要な機械導入への支援を行いました。

有機栽培、特別栽培農産物の生産推進

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が非常に高まっています。また、自然環境に対する負荷をできる限り軽減する農業生産方式の導入を推進することも重要となっています。

このため、有機性資源の循環利用と環境に配慮した安全・安心な農産物の供給に寄与する有機栽培農産物や特別栽培農産物の生産及び消費の拡大を図るため、浜通り、中通り、会津に、「ふくしま型有機栽培」等産地づくり推進方部プロジェクトを設置し、試験研究機関で開発された技術や、モデルほ場で効果を確認できた民間技術を活用しながら、県内の多様な自然条件下で水稲や野菜の有機栽培や特別栽培の技術を実証し、農業者への技術移転を図りました。また、消費者や流通業者等に対してイベントやセミナー等における PR 活動を行いました。

有機栽培、特別栽培農産物の推進状況

（単位：ha）

項目	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
有機栽培	137	220	212
特別栽培	1,715	2,827	3,568

有機栽培：有機農産物及び転換期間中有機農産物認定の県調査結果による。

特別栽培：福島県特別栽培農産物認証制度に基づく認証並びに「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に準じた栽培についての県調査による。

有機栽培、特別栽培の推進事例

～ トマト・ハウレンソウの有機栽培実証ほ設置（二本松市）～

県では二本松市太田に大玉トマトとハウレンソウの有機栽培実証ほ(4a)を設置しました。

大玉トマトの有機栽培では、葉かび病抵抗性品種「T201（現在の桃太郎なつみ）」を使用するとともに、害虫の侵入や雑草の発生を防ぐために、ハウス開口部には防虫ネットを、マルチとして銀黒マルチを、通路にはアグリシートを設置しました。また、防虫ネットの設置による灰色かび病等の発生防止のため、県農業総合センター浜地域研究所で開発された外気株間送風機を導入し、病害の発生を抑制しました。

後作には、ハウレンソウを作付けし、元肥にはトマトの残肥があったため、極少量のたい肥と市販のぼかし肥料を施用しました。また、除草は手除草としましたが、今



回の実証では生育初期からハコベ等の雑草が多く、ハウレンソウの生育が抑制されるなどの課題が残りました。

これらの取り組みに対して、周辺農家の関心は大変高く、安達地方ではエコファーマーや特別栽培農産物生産認証取得者の増加といった波及効果を確認することができました。

家畜排せつ物や食品残さ等の有機性資源の有効利活用の推進

有機性資源の効率的な循環利用を推進するため、「福島県農林業有機性資源循環利用計画」に基づき、関係機関が一体となり、地域において、たい肥の斡旋・仲介等を行う「資源循環地域支援センター」の設置と運営、たい肥生産施設や運搬・散布に用いる機械の導入等に要する経費に対して助成するなど、有機性資源の利用の促進を図りました。

また、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の管理基準が平成16年11月1日から完全施行されたことに伴い、一定規模以上の畜産経営においては、野積みや素掘り等の家畜排せつ物の不適切な管理が禁止されたため、適正処理に必要な施設整備に対して支援しました。

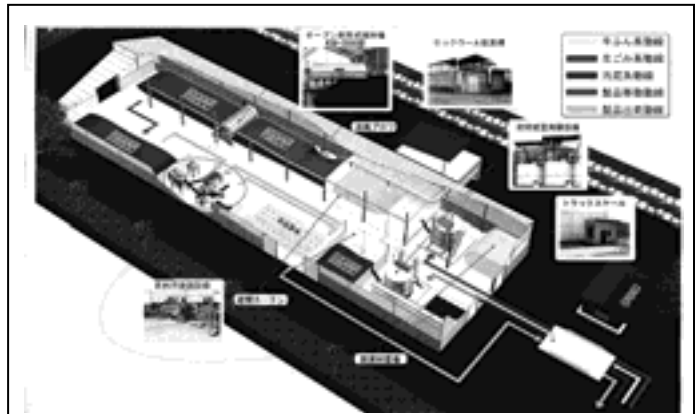
さらに、地域で発生するバイオマスをたい肥に変換し、地域内で循環利用を行うための施設整備を支援しました。

バイオマス利活用の事例

～ 猪苗代町におけるコンポストセンターの整備 ～

猪苗代町は、全国に誇る豊かな自然や美しい景観に恵まれており、本県の環境保全を象徴する地域の一つであることから、環境保全に重要な役割を果たす農業分野においても、有機性資源等の循環利用を確立する必要が求められていました。

このため、同町において、地域に賦存するバイオマス（有機性資源：家畜ふん尿、生ごみ、下水汚泥、農業生産物等）をたい肥化し、それを再び地域の農地に還元することによって、安全で安心な農作物を供給するための施設（コンポストセンター）の整備を支援しました。平成 19 年 10 月からの稼働を予定しており、併せて収集運搬システムの構築も検討しています。



【完成予想図】

自然環境保全に配慮した農業生産基盤の整備

平成 13 年 3 月に策定した「うつくしま農村整備プラン 21」においては、実施方針として「自然環境保全等に配慮した事業の実施」を定めるとともに、この方針を実現する具体的な手引きを策定し、自然環境等に配慮した農業生産基盤の整備を推進しています。

各事業地区においては、環境保全の考え方を明確にした「田園環境整備マスタープラン」に基づき、生態系に配慮した多自然型の水路づくりを行うとともに、生息する動植物の一時的な移動や繁殖時期を考慮した工事実施時期の設定など、環境に配慮した工事を実施しています。

自然環境に配慮した事業の実施事例

～ ホタルが生息できる水路の整備 ～

経営体育成基盤整備事業を実施している会津若松市天満地区は、「ホタルの里」として有名な地区です。このため、受益農家や地域住民と合意形成を図り、さらには専門家の意見を取り入れるなどして、ホタルの幼虫や餌となるカワナが生息できる水路を整備し、地域住民がホタルと触れ合える親水空間を創出しました。



鳥獣害への対応

野生鳥獣による農作物被害は、年々深刻さを増し、特に中山間地域においては、農業生産活動の重大な阻害要因となり、農業者の生産意欲の減退や耕作放棄地が拡大するなど、地域の農業振興に大きな影響を与えています。

平成 16 年度から、被害の著しい県北地域を重点地域として、地域の被害防止体制の整備を図るとともに、県段階では鳥獣害防止啓発パンフレットの作成・配布などの啓発活動や、地域の実情に応じた適切な被害防止対策等を助言できる専門技術者の育成を行ってきました。

平成 18 年度は、県域を越える対策として宮城県に隣接する県北地方の市町村、農業関係機関・団体を構成員とする宮城・福島地域鳥獣害防止広域対策協議会の設立（平成 18 年 7 月）を支援するとともに、農作物被害の軽減に向けた取組みに対して、助言・指導を行いました。さらには、県北地方鳥獣害対策会議を開催し、野生鳥獣による農作物被害の実態把握や、その被害防止対策について検討を行いました。

なお、平成 19 年 3 月に、ニホンザル及びカワウの保護管理計画が策定されたことから、今後、市町村が策定する実施計画に基づく個体数調整捕獲が可能となり、これまでの被害防止対策と組み合わせることで、より迅速で効果的な被害軽減が可能となりました。

県域をまたがる鳥獣害防止広域対策の取組事例

（国庫事業：農業競争力強化対策民間団体事業）

実施主体：宮城・福島地域鳥獣害防止広域対策協議会

協議会構成：

みやぎ仙南農業協同組合、宮城県南農業共済組合、白石市、七ヶ宿町、丸森町
新ふくしま農業協同組合、伊達みらい農業協同組合、福島県北農業共済組合
福島市、伊達市、桑折町、国見町

アドバイザー・オブザーバー：

宮城のサル調査会、宮城・福島両県の鳥獣害対策担当者

主な事業内容：

- ・ニホンザル生息状況基礎調査（個体数、個体群、行動範囲、移動経路等）
- ・GIS（地理情報システム）を用いた被害情報マップの作成
- ・被害防止活動（テレメトリー発信器・受信機による追い払い等）
- ・被害防止対策の普及啓発

（ニホンザルフォーラム（平成 19 年 1 月 24 日、福島市））

2 「水田農業改革アクションプログラム」に基づく水田農業の再構築

平成 16 年からスタートした米政策改革を契機に、関係機関・団体と県で構成する「福島県水田農業改革推進本部」において策定した「水田農業改革アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)」に基づき、収益性の高い農業経営の確立と米の消費拡大、活力ある生産構造の確立を目指し、関係者が一体となって施策の推進に取り組みました。

施策の推進に当たっては、県及び地方段階において、数値目標を定め進行管理を行うとともに、その評価・分析を踏まえた取組みを展開しました。

特に、平成 18 年度については、ガイドラインに対する達成見込みの低い項目を中心に「多様な需要に対応した米づくり」、「大豆の作付け拡大」、「野菜・花きの作付け拡大」の 3 項目を最重点項目に掲げ、平成 18 年 12 月から平成 19 年 2 月までを「アクションプログラム重点推進期間」として、これまでの課題・問題点等の検証結果に基づき、7 つの地方水田農業改革推進本部ごとに、重点推進地区及び対象者をリストアップした上で、強力な推進活動を展開しました。

しかしながら、平成 18 年度の実績は、すべての項目において目標数値を下回っており、大変厳しい状況となっています。このため、最終年度である平成 19 年度の目標達成に向けて、産地づくり交付金の効果的な活用や集落営農のさらなる推進など、関係機関・団体が一体となって全力で取り組んでいきます。

水田農業改革アクションプログラムの取組事例

～ エコファーマーによる栽培の組織的拡大 ～

特色ある地域条件を生かしながら環境に配慮した水稻の生産を行う「環境にやさしい米づくり」を進めた結果、「エコファーマーによる栽培」については急速に拡大し、平成 19 年 3 月末現在で 17,275ha となり、前年度から約 5,000ha 拡大しました。

特に、会津地方の 4JA では、『会津米ブランド「会津エコ米」3・8 運動』を展開したり、JA そうまでは、集荷米の 8 割がエコファーマーによる栽培米になるなど、組織的にエコファーマーの認定を推進しました。

その結果、平成 18 年度に目標としていた栽培面積に対して、会津地方は 107%、相双地方は 163%の達成率となりました。

3 新技術の活用等による農業の振興

(1) 先端技術及び情報技術を活用した農業の展開

農業の生産性を向上させるためには、先端技術を活用した農業技術や新品種開発が不可欠であることから、県オリジナル品種の開発に努めるとともに、開発された新品種の栽培技術の確立及び普及・定着を積極的に推進しました。平成 18 年度は、新品種としてブドウ「ふくしずく」、ソバ「会津のかおり」、りんどう「ふくしましおん」を開発し、本県独自品種として生産振興に活用していくこととしています。

また、オリジナル品種等の最新情報をはじめ、本県農林水産業に関する技術や試験研究成果及び農業気象に関する情報等を県内の農業者に広く周知するためにホームページ「うつくしま農林水産情報ネット(<http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/>)」を運営しており、平成 18 年度のアクセス件数は、約 155 千件と、多くの方々に利用されています。

(2) オリジナル品種等を活用した多様な農業の振興

ア 稲作は、県内 18 地域に設置した水稲直播栽培支援センターを核として直播栽培の拡大を図るとともに、県オリジナル品種「ふくみらい」の普及や、県産米の品質向上に努めました。

イ 大豆は、県奨励品種「ふくいぶき」や「おおすず」の普及と品質向上を図るとともに、地元産大豆を使用した豆腐、ゆば、菓子等の試作や販売を行うなど、商品開発に向けた活動を行いました。

ウ 本県を代表する野菜であるトマトは、生産性の向上及び消費者ニーズに即応するため、省力技術等の普及・定着を推進したほか、県オリジナル品種であるいちごの「ふくはる香」や「ふくあや香」、アスパラガスの「ハルキタル」や「春まちグリーン」の普及に努めました。

エ 果樹は、樹勢の低下や樹齢の進行等により低生産性園が増加していることから、本県オリジナル品種等の導入による園地の改植や、県オリジナル品種のぶどう「あづましずく」の栽培面積の拡大に努めました。

オ 花きは、県オリジナル品種「ふくしましおん」を中心としたりんどうの産地育成を進めるため、県内 4 ヶ所の普及拠点ほを設置し、県オリジナル品種の普及 PR 展示、生育データの収集を行いました。また、花と緑の普及推進、県産花きの消費拡大に向けて、農業団体や花き流通・販売団体と連携し、「ふくしまフラワーフェスティバル」などの PR 活動を実施しました。

カ 肉用牛は、これまで基幹種雄牛「景東(かげあずま)」、「照隼福(てるはやふく)」、

「福寿幸（ふくとしゆき）」、「登美貴（とみたか）」、「日本桜（にほんざくら）」が造成されており、今後、質・量兼備の銘柄「福島牛」の生産に大きく貢献するものと期待しています。

（３） 農業総合センターにおける取組み

平成 18 年 4 月に開所した「福島県農業総合センター」では、充実した施設や機能を活用して、競争力のある新品種や環境に配慮した農業生産技術などの開発、開発された技術の現地での実証、後継者等の人材育成を行うとともに、有機農産物の登録認定業務に取り組みました。

研究成果の現地への迅速な移転等を行う部門として新たに設置した技術移転グループには、作物、野菜、花き、果樹、畜産の専門ごとの研究員を配置し、以下の業務に取り組みました。

開発された高度な技術を地域の条件に合った形に組み立て、生産現場への定着を円滑にするため、天敵放飼による害虫の発生抑制効果を実証するなど、県内の 10 力所で現地の先進的農業者とともに実証に取り組みました。

水稻、野菜の有機栽培技術実証ほをセンター内に設置し、試験研究成果の実証を行い、普及拡大を図りました。

主要な農作物の生育と技術対策情報をホームページで 54 回にわたり提供しました。また、県内産地の技術的な課題等について 372 件の相談に応じました。

4 安全・安心な農産物の供給の推進

(1) 農産物の安全・安心の確保

トレーサビリティシステムの普及啓発

消費者の、食の安全・安心に対する関心が高まる中で、県産農産物の生産履歴や出荷情報等を速やかに提供することが求められています。また、生産者、流通・販売業者においても、生産履歴等を適切に管理する品質管理が不可欠となっています。このため、トレーサビリティシステムの普及啓発や事業者の運用能力の向上を図りました。

GAP手法の導入

安全・安心な農産物を消費者に届けるためには、生産者自らが生産・出荷段階における危害要因を分析し、そのリスクを最小限に抑えるための対策を実践、記録し評価・改善する一連の取組みが必要であることから、生産者向けのパンフレットを作成、配布するなどして、GAP（農業生産工程管理）手法の普及啓発を進めました。

有機農産物の認定業務

消費者の安全志向に対応するとともに、環境にやさしい農業を推進するため、平成18年9月、本県自らがJAS法に基づく登録認定機関の登録を受け、同年10月から農業総合センターにおいて、有機農産物(生産工程管理者)の認定業務を開始し、生産者2名の認定を行いました(18年度末現在)。



【有機JASマーク】

福島県産農産物トレーサビリティシステム事業者数

(平成19年5月末日現在)

導入事業者	米	青果物	畜産物 (牛肉除く)	魚類	計
生産段階	20	23	2	0	45
流通・販売段階	5	17	5	3	30
計	25	40	7	3	75

注：導入事業者数は延べ事業者数であり、実事業者数は47団体。

(2) 農薬適正使用の推進

近年、農産物の安全性や生活環境の保全等に対する関心の高まりを背景に、農薬の適正使用の徹底が強く求められています。平成18年5月29日から施行された「残留農薬

のポジティブリスト制度」へ適切に対応できるよう、県及び関係機関・団体等が一丸となって、農薬適正使用推進会議をはじめ、各種研修会や現地指導会において、農薬の飛散防止対策等について周知徹底を図りました。

また、農薬の適正使用に関する指導者を育成するため、農薬管理指導士 10 名及び農薬適正使用アドバイザー 113 名の認定を行いました。

農作物の農薬散布履歴の記帳推進については、農業者に対する啓発・指導を行うとともに、出荷団体に対しては、農薬散布履歴を出荷前に確認するとともに、農薬を適正に使用した農産物を出荷することを指導し、その結果、主要な作物で「抽出確認」及び「全戸確認」が行われるようになりました。

(3) 食品表示適正化の推進

農産物などの食品について、全国的に原産地の偽装表示などの不適正な事例が発生していることを背景に、表示の適正化を図ることで県民の信頼を得るため、消費者の協力を得て「食品表示ウォッチャー」による食品表示のモニタリングを行うとともに、消費者、事業者等に対して食品表示制度や適正表示に関するセミナーを開催するなど、食品表示の適正化に向けた取組みを実施しました。

5 農業・農村の多面的機能の維持・発揮と中山間地域の活性化

(1) 「中山間地域等直接支払事業」等の推進による耕作放棄地の発生防止

中山間地域は、県土の保全、水源のかん養、農村景観の維持など、県民生活を守る重要な機能を果たしています。しかし、本県では全耕地面積の約45%が中山間地域に存在し、当該地域は平地に比べて1戸当たりの経営耕地面積が狭い上、傾斜地が多いなど生産条件が不利であることや、農業の担い手の減少・高齢化などにより、農業生産活動を通じた多面的機能の維持・発揮が困難となることが懸念されています。

このため、中山間地域における農地等の保全活動や農業生産活動を支援する「中山間地域等直接支払事業」に取り組み、平成17年度からは一部を見直して、新たな制度として再スタートしています。平成18年度は47市町村において1,433の集落協定が締結され、取組面積は16,035haとなりました。新たな制度のもとで、将来に向けて農業生産活動を継続するための体制整備を行う取組みが、集落協定面積の64.1%で締結されており、耕作放棄地の発生防止に大きな効果を発揮しています。

また、耕作放棄地を含めた遊休農地の農業的利用や非農業的利用など多角的な活用を図るため、「福島県遊休農地活用に関する基本方針（平成18年2月改正）」に基づき、中山間地域等における遊休農地の活用、拡大抑制等の各種施策を展開しており、平成18年度に実施した「稔りの農地総合再生事業」により108haの遊休農地を解消しました。

中山間地域等直接支払事業を活用した事例

～ 受託組織の設立による継続的な集落営農の実践（下郷町）～

芦ノ原集落（全61戸）は農家が47戸ありますが、そのほとんどが小規模な兼業農家であるため、従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の発生が深刻な問題となっていました。このため、平成18年度に本事業を活用し、集落全体で営農体制を確立する目標を定め活動を行いました。

具体的活動として農地法面・水路・農道等の保全管理を共同で行うとともに、農用地の利用調整等を総合的に行う「農用地利用改善組合」（構成員47名）を組織しました。

さらに、受託組織として「芦ノ原作業受託組合」（構成員16名）を新たに設立し、集落内の水稲作業のコスト軽減を図りました。また、これにより労力軽減された農家ではアスパラガスやピーマン等園芸作物の栽培に取り組み、収益性の向上を図りました。

「芦ノ原作業受託組合」は、既存の作業機械の借上げと併せて、本事業での共同活動費への助成を活用して計画的なコンバイン等の導入を図っています。将来的には、園芸作物等の栽培についても、共同の経営形態を取り入れ、自立的かつ継続的な集落営農体制の確立を目指します。

（２）特色ある立地条件を生かした農業の推進

中山間地域の立地条件を生かした収益性の高い農業経営を確立するため、それぞれの地域の気象条件に合った野菜や花きなどの生産施設の整備や、管理用機械の導入を支援しました。

地域特性を生かした特徴ある農業の展開事例

～ 牛放牧による遊休農地解消の取り組み ～

相馬市玉野地区は、中山間地域にあり、農業従事者の高齢化が進むとともにイノシシによる農作物の被害が頻繁に発生していることから、遊休農地が増加する傾向にありました。

そこで、遊休農地に電気牧柵を設置し、牛 2 頭を放牧するモデルほ場を設置して実証した結果、遊休農地の有効利用とイノシシの侵入防止に効果のあることを確認することができました。

これらの成果により、牛放牧に対する理解が深まったことから、今後の遊休農地の有効利用と畜産経営の規模拡大に期待が寄せられています。



（３）地域資源を活用した産業複合化による地域活性化

特色ある地域資源の活用と、第二次、第三次産業との連携を図った産業複合化は、本県の農業・農村を振興していく上で極めて有効です。

特に、都市と農村の交流を進めるグリーン・ツーリズムは、農業・農村に対する都市住民の理解の促進や農村の活性化への貢献が期待できることから、その推進に向けて積極的に施策を展開しました。

グリーン・ツーリズムを全県的に推進する組織として「ふくしまグリーン・ツーリズム推進会議」と県内 7 方部に地方推進会議を設置して、地方の特性を生かした取組みを促進しました。

また、グリーン・ツーリズムの地域リーダーである「グリーン・ツーリズムコーディネーター」を養成する研修講座を開催し、平成 18 年度には 34 名の方が参加しました。

これらの取組みによって、県内のグリーン・ツーリズム関連の体験者数は、約 22 万 9 千人（平成 18 年 1 月～12 月）となっています。

「ふくしまグリーン・ツーリズムフォーラム2006」の開催

～ 都市住民と農村の受け入れ側のニーズマッチング(ふくしまGTマート2006) ～

全国的にグリーン・ツーリズムの取組みが展開され、地域間競争が激しくなっている中、都市住民と農林漁業体験等の受け入れ側の双方の満足度を高めることが求められています。

そのため、双方のニーズマッチングを図ることを目的として、平成 18 年 11 月に「グリーン・ツーリズムにおけるコミュニケーション力」をテーマとして「ふくしまグリーン・ツーリズムフォーラム 2006」を開催しました。

フォーラムの中で、県内の受け入れ実践者が一堂に会し、観光業関係者及び教育関係者と情報交換する機会として「ふくしま GT マート 2006」を試行し、新たな情報発信の手法を検討しました。



滞在型グリーン・ツーリズムを一層推進するためには、農家民宿の開設が欠かせないことから、関係部局と連携して検討した結果、平成 18 年 7 月、市街化調整区域でも一定の条件下で農家民宿を開設できるよう県開発審査会審査基準が改正されました。また、開設の法手続きや、もてなしに関する研修会を開催するなどの啓発活動を行いました。

小規模民宿については、平成 18 年度に 9 軒が新たに開設され、累計では 36 軒となり、滞在型グリーン・ツーリズムの推進が図られています。

さらに、「農業」を基本としながら、農産物加工等の第二次産業、産直や農家レストラン、農家民宿等の第三次産業へ経営を展開していくアグリビジネスは、本県においても年々、拡大していることから、個々の経営に合った指導・支援を展開しました。

アグリビジネスの展開事例

～ やながわ希望の森公園に農家レストラン開店（伊達市）～

伊達市梁川町山舟生地区にある山舟生羽山研究グループ7名が、活動30周年を契機として、やながわ希望の森公園内に農家レストラン「産業伝承園」を開店し、2年目を迎えました。

このレストランでは、地域で採れる農産物を素材とした料理が好評で、特に地元でつくられたジャガイモと大豆を使用した「森の豆だん



ご」や、「みたらし豆だんご」は、心のこもった素朴な料理として喜ばれています。

また、このレストランは「農山漁村女性起業400選マップ」にも紹介されたことから、県内外の注目を浴びる農家レストランとして期待されており、併せて農産加工品等の販売も始めました。

問い合わせ先

山舟生羽山生活改善グループ

住所 〒960-0600 伊達市梁川町字筒下21-3

電話 024-577-6888

用語解説(五十音順)

アグリビジネス

農業者が、農産物を中心として、加工品の製造・販売や産地直売、農家レストラン、農家民宿、観光農園などの経営を行い、農家経営の発展を図る事業活動。

エコファーマー

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入計画について、県が認定した農業者の呼称。

GAP手法(Good Agricultural Practice)

農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い、記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」(クロスチェック手法)。

耕作放棄地、遊休農地

耕作放棄地は、農林業センサスで「調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意志のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。」と定義される統計上の用語である。

一方、遊休農地は、農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4号で「農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの。」と定義された法令用語である。

なお、農林業センサスでは「長期間にわたり放置し、現在、原野化しているような土地は耕作放棄地に含めない。」としている。

米政策改革大綱

消費者重視・市場重視の考え方に立ち、需要に即応した米づくりの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図ることを目的とし、米の需給調整対策、流通制度、関連施策などの包括的な改革の実行について、平成22年を目標年次として、平成14年12月に政府が決定した大綱。

作型

夏穫り、冬穫り、促成栽培など、栽培する時期、栽培方法が数多く存在する作物栽培の総称。

GIS(地理情報システム)

コンピュータにある地理情報等を活用し、周辺地理状況を知らせるシステム。

持続性の高い農業生産方式

たい肥などによる土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産の方法（「エコファーマー」を参照）。

実需者

生産された農産物などを加工・販売するために必要とする人。食品加工業者など。

主業農家

農業所得が50%以上で、65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家（「販売農家」を参照）。

準主業農家

農外所得が主で、65才未満の農業従事60日以上の者がいる農家（「販売農家」を参照）

大区画ほ場

1区画が、1ha以上に整備された農地。

団地（化）

一定程度の農地のまとまりを指す用語で、農業機械の移動が容易に行われる程度に農地が接しており、かつ、隣接する農地に同一作物が栽培されている農地のまとまりが、一定程度の面積となっている状態。

農地の団地化は、作業効率を高めるとともに、経営面積を拡大するために必要な条件であることから、水田農業経営確立対策などの各種の施策において推進している。

水稲直播栽培

育苗や田植えを行わず、ほ場に直接播種し、育てる栽培技術。育苗、田植えのコストや手間を省くことができる。

特定農業団体及び特定農業法人

農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用改善団体の特定農用地利用規程において、目標とする5年以内に以下の農地を集積する組織または農業生産法人をいう。

特定農業団体：地域内農地の2/3以上を集積（19年7月末現在 41団体）

特定農業法人：地域内農地の過半を集積（19年7月末現在 13法人）

トレーサビリティシステム

店頭に並んでいる食品が、いつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者が把握できる仕組み。食品に問題が発生した場合に、段階ごとに原因が調べられ、さらに回収処理も速くなるなどのメリットもある。

農外所得

農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得（「農業所得」を参照）。

農家所得

農業所得と農外所得の合計（「農業所得」を参照）。

農家総所得

農家所得と年金・被贈等の合計（「農業所得」を参照）。

農業所得、農外所得、農家総所得

農家総所得		「農家所得」 + 「年金・被贈等」
農家所得	農業所得	農家が、農業生産活動によって得られた所得
	農外所得	農家が、農業以外の事業活動や労働賃金によって得た所得
	年金・被贈等	年金や祝金、香典などの被贈収入

農業依存度

農家所得に占める農業所得の割合で、農家所得のうち、どれだけ農業所得に依存しているかを示す指標。

農業産出額（農業粗生産額）

農業生産活動によって生産された最終産物の総生産額。

農地・水・環境保全向上対策

将来にわたって農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動や、農業者ぐるみによる先進的な営農活動を支援する制度。

農用地利用改善団体

集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」に基づき、経営規模の拡大や生産方式の合理化等に関する経営改善計画を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。

販売農家

「販売農家」：農家の中で、経営耕地面積が 30 アール以上、または農産物販売額が 50 万円以上の農家。

「主業農家」：農業所得が 50%以上で、65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家。

「準主業農家」：農外所得が主で、65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいる農家。

「副業的農家」：65 才未満の農業従事 60 日以上の者がいない農家。

品目横断的経営安定対策

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTO における国際規律にも対応し得るよう、これまで、すべての農業者を対象として、個々の品目ごとに講じられてきた対策を見直し、意欲と能力のある担い手に対象を限定し、その経営の安定を図るための制度。

複合性フェロモン剤

動物の体内から分泌され、交尾など、他の固体に影響する物質（フェロモン）をほ場に置くことで、害虫の交尾行動をかく乱し、害虫の繁殖を抑制するために開発された資材で、農薬を使用することなく害虫の発生を抑制することができる。

フードチェーン

農畜水産業、食品産業、流通から消費者までの食品及び材料の生産、加工、配送、取扱いに関わる段階並びに作業の順序。

ポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬が一定量以上残留する食品の販売等を原則禁止する制度。

ホールクロップサイレージ

牧草及び飼料作物等をサイロ等に詰めて乳酸発酵させ、保存性を高めた飼料をサイレージといい、植物（飼料作物）の子実と茎葉部を混合してサイレージ化したものをホールクロップサイレージという。近年は、米の生産調整とともに、ホールクロップサイレージとして、稲の利用が推進されている。